

やっぱり おおだ

かつて世界に向けて多くの銀を産出した世界遺産・石見銀山。その山合いにある大森町に今、若者たちの移住が続いている。群馬県から移住された金田郁也さん一家。



文化財の調査をきっかけに移住したご夫妻は、現在、暮らしを提案する企業とまちの保育園で働きながら、2歳になるお子さんをこのまちで育てている。

「自然に囲まれた歴史的な町並みの中で、温かな人のつながりや豊かな暮らしが今も息づいています。息子が生まれたとき、町のあちこちで抱っこしてもらい、自分ごとのように喜んでもらいました。まさにまち全体がひとつの家族のようです」と語る金田さん。

今でも、散歩に出かけては町民のみなさんが子どもに声を掛けてくれ、季節になると立ち話のついでに、筍や山菜を頂くこともある。

そんな「手ざわり感」のある豊かな暮らしを育んでいる。

はじめに

世界遺産と国立公園、さらに…ここにしかない歴史と自然を。

大田市は、島根県の真ん中です。日本海に面し、大山隠岐国立公園指定の「三瓶山」をはじめとする山々に囲まれた風光明媚な自然が豊かなまちです。温泉も多数あり、山海の幸も美味しく、身も心も癒してくれます。

また世界遺産「石見銀山遺跡」や、それにまつわる歴史や文化も継承されています。

移住者歓迎度、移住者支援制度の充実度、子育てのしやすさなどを評価され、宝島社第3回日本「住みたい田舎」ベストランキング第1位を獲得! 何もないようでいろいろある大田市へぜひお越しください。

大田市への移住のはじめ方

ステップ1 どんなライフスタイルを送りたいか考えてみましょう



ステップ2 情報収集をしましょう

大田市定住PRサイト「どがどが」

検索

しまね移住情報ポータルサイト「くらしまねっと」

検索



ステップ3 相談・問い合わせをしてみましょう

大田市役所まちづくり定住課

TEL:0854-83-8182

E-mail: teijyu@city.oda.lg.jp

移住・定住フェアへ 開催日程は「どがどが」にて随時お知らせしています。

相談窓口へ 島根県の県外事務所（東京・大阪・広島）で情報提供や相談に応じています。



ステップ4 大田市へ行ってみましょう



ステップ5 住まいや仕事を見つけましょう



ステップ6 大田市へ移住して暮らしを満喫しましょう

CONTENTS

- UIターンの相談窓口 …… P4
- 住まい探し …… P6
- 仕事探し …… P15
- 大田市の暮らし …… P22
- 大田市への転入手続き …… P36
- 観光情報 …… P37
- 山村留学センター …… P42
- ふるさと納税制度 …… P43



* すべての事業について予算の範囲内での助成となり、予算がなくなり次第、終了となります。

* 事業の内容に変更がある場合があります。詳細については各お問い合わせ先にご確認ください。

UIターンの相談窓口



大田市へ定住をお考えの皆様に、次の定住相談窓口を用意しています。

市内の相談窓口は、大田市役所内に設置されている「おおだ定住支援センター」で行っています。

県内では松江市と浜田市の「(公財) ふるさと島根定住財団」、県外では東京、大阪、広島の「しまね移住相談窓口 (UIターン・学生支援)」で情報を得ることができます。お気軽にご相談ください。

大田市内の相談窓口

大田市の定住相談は、「**おおだ定住支援センター**」(大田市役所内)で行っています。

相談者へのワンストップサービスを第一歩に、定住人口の増加に向けたUIターン支援、定住に関する総合的な情報を提供します。

また、大田市の定住情報は、大田市定住サイト「どがどが」などでご覧いただけます。

おおだ定住支援センター



〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111

大田市役所本庁2階

【政策企画部まちづくり定住課】

TEL:0854-83-8182

FAX:0854-82-5885

E-mail: teijyu@city.oda.lg.jp

OPEN: 月曜日～金曜日 8:30～17:15



大田市定住サイト
「どがどが」

島根県内の相談窓口

大田市の定住相談は、松江市と浜田市にある「**(公財) ふるさと島根定住財団**」でも行っています。

(公財) ふるさと島根定住財団では、就職を促進する様々な取り組み、UIターンの支援、定住に関する総合的な情報提供、地域づくり活動に対する助成などを行っています。

(公財) ふるさと島根定住財団

■松江事務局

〒690-0003

島根県松江市朝日町478-18

松江テルサ3階

TEL:0852-28-0690 FAX:0852-28-0692

E-mail: ueturn@teiju.or.jp



ふるさと島根定住財団
ホームページ

■石見事務所

〒697-0034

島根県浜田市相生町1391-8

シティパルク浜田2階 いわみぷらっと内

TEL:0855-25-1600 FAX:0855-25-1630

E-mail: iwami@teiju.or.jp



しまね移住情報ポータルサイト
「くらしまねっと」



しまね移住相談窓口では、UIターンに関する総合的な情報提供や相談、県内企業の求人情報やパンフレットなどUIターン就職に関する情報がご覧いただけます。

A map of the area around Aomori Station. The map shows the JR Aomori Station (JR有楽町駅) and the Aomori Marion (有楽町マリオン). The Tokyo Convention Center (東京交通会館) is marked with a green square. The map also shows the Aomori Ito Asia (有楽町イトシア) and the Aomori Marion (有楽町マリオン). The map includes labels for the JR Aomori Station (JR有楽町駅), Aomori Marion (有楽町マリオン), Aomori Ito Asia (有楽町イトシア), and the Tokyo Convention Center (東京交通会館). The map also shows the Aomori Marion (有楽町マリオン) and the Aomori Ito Asia (有楽町イトシア). The map includes labels for the JR Aomori Station (JR有楽町駅), Aomori Marion (有楽町マリオン), Aomori Ito Asia (有楽町イトシア), and the Tokyo Convention Center (東京交通会館).

至新大阪
大阪
環状線
地下鉄谷町線
梅田
東梅田
西天満
阪神高速道
南森町駅
国道1号
曾根崎新地
島根ビル

5



大田市の公営住宅

大田市の公営住宅は、市営住宅、一般市営住宅、特定公共賃貸住宅があります。このほか、島根県住宅供給公社の公社賃貸住宅の管理も行っています。

公営住宅の情報は、大田市ホームページをご覧ください。大田市役所建設部都市計画課までお問い合わせください。

●公営住宅（※ペット不可）

種 類	家 賃	入 居 要 件	
		所 得 要 件	世 帯 要 件
市営住宅	所得により変動	〈一般世帯〉 世帯所得（月額）158,000円以下 〈特に居住の安定を図る必要のある世帯〉 世帯所得（月額）214,000円以下	なし
一般市営住宅	単身向け	13,000円	なし
	家族向け	20,000円・30,000円	世帯所得（月額）115,000円を超え 313,000円以下
	定住向け	メゾン栄 〈1LDK〉 25,000円 〈2LDK〉 30,000円 ハイツ吉浦 〈2LDK〉 30,000円	平均月収が月額家賃の4倍以上あること
特定公共賃貸住宅	45,000円～70,000円	世帯所得（月額） 158,000円以上 487,000円以下	同居する親族（婚約者含む） がいること

【例1】夫婦世帯で給与所得が夫のみ

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額（円）
夫（申込人）	37歳	会社員	3,000,000
妻	34歳	専業主婦	0

A 給与所得控除後の額	夫 2,020,000
B 同居及び扶養控除額	380,000×1人=380,000
C 特別控除額	該当なし

■月額所得の計算

$$\{ \text{世帯全員の所得額A} - (\text{同居及び扶養控除額B} + \text{特別控除額C}) \} \div 12 \text{カ月} = \text{月額所得}$$

$$\{ 2,020,000 \text{円} - 380,000 \text{円} + 0 \text{円} \} \div 12 \text{カ月} = 136,666 \text{円}$$

【例2】5人家族で給与所得者が2人

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額（円）
夫（申込人）	45歳	会社員	4,500,000
妻	45歳	パート	650,000
子	18歳	高校生	0
子	15歳	中学生	0
実母	70歳	年金受給者	1,300,000

A 給与所得控除後の額	夫 3,160,000
	妻 100,000
	母 200,000
	合計 3,460,000
B 同居及び扶養控除額	380,000×4人=1,520,000
C 特別控除額	
	特定扶養控除額 250,000×1人=250,000
	老人扶養控除額 100,000×1人=100,000
	合計 350,000

■月額所得の計算

$$\{ \text{世帯全員の所得額A} - (\text{同居及び扶養控除額B} + \text{特別控除額C}) \} \div 12 \text{カ月} = \text{月額所得}$$

$$\{ 3,460,000 \text{円} - (1,520,000 \text{円} + 350,000 \text{円}) \} \div 12 \text{カ月} = 132,500 \text{円}$$

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課

TEL:0854-83-8110 FAX:0854-82-1722 E-mail:o-jyutaku@city.oda.lg.jp



伝統的建造物群保存地区制度

大田市には2つの伝統的建造物群保存地区があり、大森銀山の町並みは鉱山町、温泉津の町並みは港町・温泉町として国の選定を受け、それぞれ世界遺産における重要な構成資産となっています。

伝統的建造物群保存地区における保存事業の主な取り組みには、建造物の「修理」と「修景」があり、着実に保存事業に取り組んでいます。

修理 …… 特定物件（※）について、その特性の維持や継承を目的として修繕や復原を行うこと

修景 …… 特定物件以外の建築物等の外観について、周囲の歴史的風致との調和を図ること

※ 特定物件 歴史的な町並みを構成するものとして評価された、主に戦前までの建造物その他の工作物。原則、解体することはできません。

規制と優遇措置について

1、現状変更行為

景観を構成する建築物や工作物等の現状を変更する場合には、あらかじめ大田市教育委員会の許可を受ける必要があります。許可の要件についてはお問い合わせください。

2、保存事業に対する経費の補助

修理、修景のために行う工事について、外観に係る経費の一部を補助する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

3、税の優遇措置

特定物件について、固定資産税や相続税の優遇措置があります。

お問い合わせ先

大田市役所 教育部 石見銀山課

TEL:0854-83-8133 FAX:0854-84-9156 E-mail:o-iwamigin@city.oda.lg.jp



大森銀山の町並み



温泉津の町並み



空き家バンク制度（空き家情報を発信）

大田市では、定住希望者へ空き家情報の提供や、空き家紹介を行い、定住促進を図っています。
空き家情報は、大田市定住サイト「どがどが」でご覧いただけます。



大田市定住サイト「どがどが」

〈空き家バンク制度の流れ〉

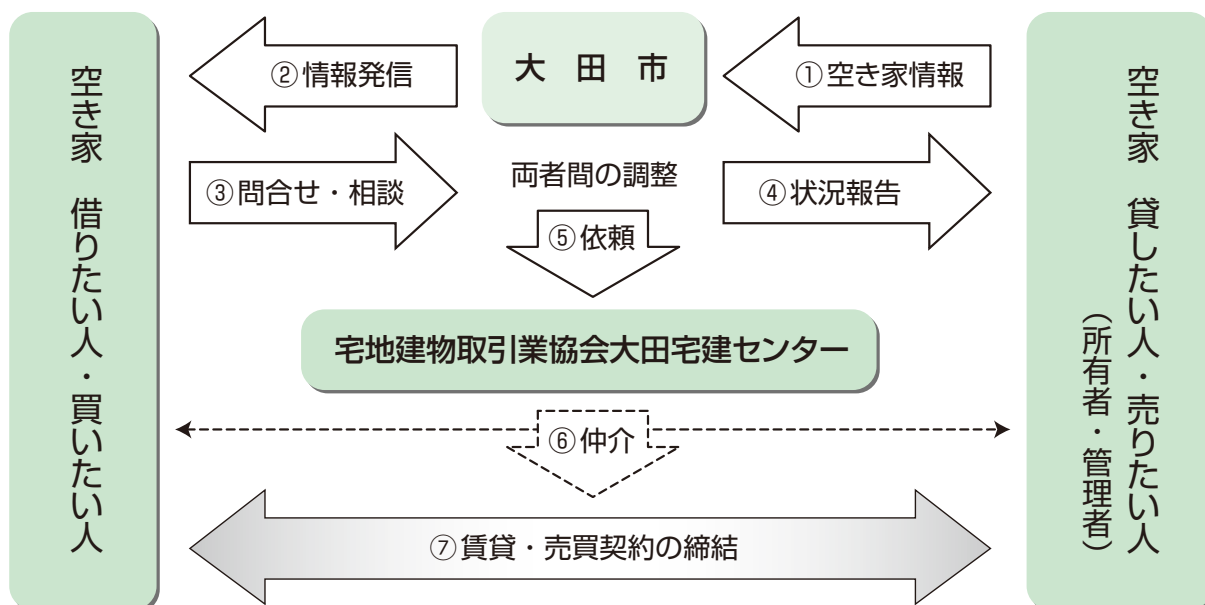
- ① 空き家の所有者で、活用（売買又は賃貸）を希望される場合、「空き家活用申込書」（登録申込書）を提出していただきます。（宅建センターで空き家の調査及び査定に入ります。）
- ② 空き家バンクへの登録が完了したら、定住サイト等を通して情報発信を行います。
- ③ 空き家を買いたい、又は借りたい方の相談を受け付けます。この際、「空き家等利用申込書」を提出していただきます。
- ④ 利用希望のあった空き家所有者の方へは、その状況を報告します。
- ⑤ 大田市は、空き家のご案内をはじめ空き家所有者及び利用希望者間の連絡調整を行います。
- ⑥ 空き家所有者（または管理者等）と利用希望者間で行う売買、賃貸等に関する交渉、契約等に関しての仲介は、宅建センター（担当業者）が行います。

【注意事項】

※ 売買契約、賃貸借契約に関しては、大田宅建センターの仲介（有料）により物件所有者（または物件管理者）と利用希望者の双方でお願いします。

※ 契約成立後の物件に関するトラブルについては、物件所有者（または物件管理者等）と利用希望者の双方で解決をお願いします。

※ 来庁する場合は、下記連絡先まで事前にご連絡下さい。



お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課

TEL:0854-83-8172 FAX:0854-82-1722 E-mail:teijyu01@city.oda.lg.jp

◆ おおだに住もう移住者定住支援事業

事前申請必要!!

大田市への定住を目的とするUIターン者が空き家を活用する場合に、改修費の一部を助成します。

空き家の所有者またはUIターン者が空き家を活用する場合に、残存家財の処分費の一部を助成します。

※工事の着工前に申請が必要です。

※年度内に工事を完了する必要があります。

【対象事業内容】（次のすべてに該当するものが対象です。）

- ①空き家の改修内容が住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、または設備の改善であること
- ②空き家の残存家財の処分は、事業完了後に「大田市空き家バンク制度」に登録する物件であること、また、UIターン者が処分を行う場合は、「大田市空き家バンク制度」に登録がある物件であること
- ③空き家の改修及び残存家財の処分を代行業者に委託する場合は、市内に事業所を有する法人又は個人業者が行うものであること

【補助対象者】（次のいずれかに該当する人です。）

- ①UIターン者
 - ・5年以上当該空き家に居住する意思がある者
 - ・交付申請時に、転入してから180日を経過していない者（事業完了後に転入しようとする場合は補助金交付後、180日以内に転入が必要です。）
 - ・Uターン者とは、市外へ転出後4年以上が経過している者
- ②空き家の所有者
 - ・上記①に該当する者を入居させるための家財処分に限る
 - ・当該空き家の活用先をUIターン者に限定する物件として大田市空き家バンクに掲載すること

補助事業	対象者	補助対象経費	補助率	補助金額	その他要件
改修	UIターン者	補助対象経費が25万円以上であること	対象経費の2分の1	上限50万円	・賃貸物件の場合、家主の改修承諾書
家財処分	UIターン者	補助対象経費が5万円以上であること	対象経費の2分の1	上限15万円	・大田市空き家バンクに掲載中の物件であること
	空き家の所有者（活用希望者）				・大田市空き家バンクに掲載予定の物件であること ・UIターン者専用の物件（※1）とすること

※1 UIターン者以外には、購入、又は借受けができない物件

※補助対象経費は消費税を除く。また他の補助制度による補助金等の額を除く。

※過去にこの補助金の交付を受けていない空き家に限ります。

※過去に本人又は世帯員が、この補助金の交付を受けている場合は対象となりません。

※改修後5年未満で住宅を売却や取り壊し、転居した場合は補助金を返還していただきます。

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課

TEL:0854-83-8172 FAX:0854-82-1722 E-mail:o-jyutaku@city.oda.lg.jp



定住支援制度

大田市へ定住される方には、次の支援制度があります。

(1) 定住支援

支援

◆木質燃料活用機器導入促進事業

事前申請必要!!

木質バイオマス燃料は、地球温暖化の原因のひとつとなる二酸化炭素を増加させないエネルギー源として普及が期待されています。地球温暖化防止に貢献するため、大田市では木質燃料活用機器を設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

市内で自らが居住する住宅（新築、既築共に可）に設置、又は、市内の事務所等に設置する事業所で事業完了日から1カ月以内または令和9年2月15日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象機器】

次の1～5のすべてに該当する木質燃料活用機器

1. ペレットストーブ、薪ストーブ、ペレットボイラー、薪ボイラー等（化石燃料を併用する機器は含まない）
2. 機器本体の購入経費が5万円以上である
3. 木質燃料のみを使用する機器である
4. 市内業者と契約かつ施工により設置する
5. 未使用（中古品でない）である

【対象経費】

1. 次に掲げる機器の購入費

- ① 本体
- ② 煙突装置
- ③ 配管及び附帯設備

2. 設置に係る工事費

【助成額】

対象経費の1／3（1,000円未満切り捨て）の2倍の額（上限18万円）

※この補助金の一部には島根県からの補助金が充当されています。

お問い合わせ先

大田市役所 市民環境福祉部 環境政策課

TEL:0854-83-8069 FAX:0854-82-6667 E-mail:o-kanky@city.oda.lg.jp

◆太陽光発電導入促進事業

事前申請必要!!

太陽の光から電気を作り出す太陽光発電は、地球温暖化の原因のひとつとなる二酸化炭素を排出しないクリーンな代替エネルギーとして期待されています。大田市では、太陽光発電システム及び蓄電池設備を設置される方に対して、その費用の一部を助成します。
※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

大田市内に自らが所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築・既築共に可）または賃貸集合住宅（個人所有に限る）に新たに太陽光発電システムもしくは蓄電池設備を設置し、事業完了日から60日以内または、令和9年2月15日のいずれか早い日までに実績報告をすることができる方。

※ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象となるシステム】

以下のすべての条件に該当する太陽光発電システムが対象となります。

- ① 設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定を取得している。
- ② 低圧配電線と双方向に連系し、かつ太陽電池の最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満である
- ③ 電力会社と電力受給契約を締結している
- ④ 市内業者との請負契約又は施工により設置する
- ⑤ 未使用（中古品でない）である

以下のすべての条件に該当する蓄電池設備が対象となります。

- ① 上記①～③の条件を満たす太陽光発電システムにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時等に電気を活用することができるものである
- ② 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えている
- ③ 市内業者との請負契約又は施工により設置する
- ④ 未使用（中古品でない）である

【助成額】

太陽光発電システム：出力1kW当たり2.5万円（上限10万円）

蓄電池設備：設置に係る費用の額（上限5万円）

※1,000円未満切り捨て

※この補助金は島根県からの補助金が充当されています。

お問い合わせ先

大田市役所 市民環境福祉部 環境政策課

TEL:0854-83-8069 FAX:0854-82-6667 E-mail:o-kanky@city.oda.lg.jp

◆太陽熱利用システム導入促進事業

事前申請必要!!

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化防止に貢献するため、大田市では太陽熱利用システムを設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

大田市に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）に設置し、事業完了日から1カ月以内または令和9年2月15日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象となるシステム】

次の1～3のすべてに該当するシステム

1. 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は冷暖房等に利用する太陽熱利用システムである（いわゆる「太陽熱温水器」は対象外）
2. 市内業者との請負契約かつ施工により設置する
3. 未使用（中古品でない）である

【対象経費】

1. 次に掲げる機器の購入費
 - ①太陽熱利用システム本体
 - ②附帯機器
 - ③架台
 - ④配管及び配線等部材
2. 設置に係る工事費

※国の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除する

【助成額】

対象経費の1/3（上限20万円） ※1,000円未満切り捨て

※この補助金は島根県からの補助金が充当されています。

お問い合わせ先

大田市役所 市民環境福祉部 環境政策課

TEL:0854-83-8069 FAX:0854-82-6667 E-mail:o-kanky@city.oda.lg.jp

◆木造住宅耐震化等促進事業

事前申請必要!!

市内の建築物の耐震化を進めるために、住宅の耐震診断等をされる方に費用の一部を補助する制度があります。

【補助の種類及び限度額】

補助の種類	補助の内容	補助限度額
耐震診断	現地調査や構造設計によって、建物に耐震性があるかを所定の建築士が診断する場合	耐震診断に要する経費の3分の2以内（限度額6万円）
補強計画	診断の結果が、耐震性なしとされた建物の評点を1.0以上に向上させる改修設計	耐震改修設計に要する経費の3分の2以内（限度額40万円）
耐震改修	診断の結果が、耐震性なしとされた建物の評点を1.0以上に向上させる改修工事	耐震改修に要する経費の23%以内（限度額80万円）
解体助成	診断の結果が、耐震性なしとされた建物の除却（容易診断調査を含む）を行う工事	解体に要する経費の23%以内（限度額40万円）
総合的支援	補強計画の策定・耐震改修又は建替えをする場合	補助対象経費の5分の4以内（限度額100万円）

【補助の対象となる住宅】

- ・ 大田市内に所在する住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅、または着手された木造住宅（店舗併用住宅の場合は店舗部分の床面積が延べ面積の2分の1未満）
- ・ 階数2階以下の一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅又は共同住宅
- ・ 補強計画・改修工事・解体する場合は、耐震診断（解体の場合は容易診断調査票による診断を含む）を行い、耐震性がないと判断された住宅

【補助対象者】

- ・ 補助対象住宅の所有者又は固定資産税の納税義務者（公共・独立行政法人でないもの）
- ・ 市税等の滞納がない方

◆ブロック塀などの除却や建替え費を一部補助します

事前申請必要!!

「大田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、大規模地震発生時に予想されるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路の通行者の安全を確保するため、ブロック塀等の除却又は建替えに要する費用の一部を助成します。

【補助対象者】

市内にブロック塀等を所有し、且つ市税等の滞納がない方

【補助の対象となるブロック塀】

- ・ 避難路に接する敷地に設置されたもの
 - ・ 避難路に面して設置されたもの
 - ・ ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
 - ・ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
 - ・ 建築基準法に適合する又は既存不適格であるもの
- ※避難路：小学校の通学路
※耐震診断：建築士又はブロック診断士が点検表に基づき行うもの

【補助金の額】

対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円が限度）の3分の2に相当する額（一敷地当たり限度額26万4千円）

※事業費に応じて補助金額が変わります。

【申し込み方法】（木造耐震・ブロック塀とも）

- ・ 補助金を受ける前には事前相談が必要です、詳しい申し込み方法は **建築営繕課・建築指導係** までご相談ください。

【受付期限】（木造耐震・ブロック塀とも）

令和8年10月30日（金）

※予算に限りがありますので早めにご相談ください。

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 建築営繕課 建築指導係

TEL:0854-83-8105 FAX:0854-82-1722 E-mail: o-kentiku@city.oda.lg.jp

◆不良空家の除却費を一部補助します

事前申請必要!!

市では、居住環境及び安全性の向上を図り安全安心なまちづくりを推進するため、不良度が一定の基準を超えかつ、敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められた不良空家の除却費用の一部を補助します。補助を受けるためには、市に事前調査を申し出て、不良空家等調査申請の確認（判定）を受ける必要があります。なお、要件に満たない場合は、補助の対象になりません。

【補助対象者】（市税の滞納がない者で、次のいずれかの要件が必要となります。）

- ① 不良空家の所有者または相続人
- ② 上記①の同意を得た土地の所有者

【対象となる空家】

- ・ 市内にあり、使用実態がない空家で、一戸建て住宅、店舗併用住宅（1/2以上が住居）
- ・ 登記事項証明書に所有者以外の権利が設定されていない住宅（同意がある場合を除く）

【補助の条件】

- ・ 不良空家の確認（判定）を受けること
- ・ 補助対象となる不良空家の全部を除却する工事であること
- ・ 解体のできる資格を持った施工者が行う工事であること

【補助金の額】

- ・ 対象工事に要する費用（標準除却費）の5分の4に相当する額（限度額50万円）
- ※蔵、物置、倉庫、納屋など居住の用に供されていない建築物は対象外
- ※付属する塀、樹木、家財、地下埋設物その他これらに属する物の除却に要する費用を除く

【募集期間】

令和8年度分：令和8年6月15日

※先着順ではありません。審査により緊急度の高いところから補助します。

【募集件数】

6件

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課

TEL:0854-83-8174 FAX:0854-82-1722 E-mail:o-jyutaku@city.oda.lg.jp

仕事探し



定住を考えるうえで、最も重要なことの一つに「仕事探し」があります。

大田市には、電子機器の部品やスポーツ用品等に使用される人工皮革など、国内外に製品を展開する製造業や、WEBサイト構築、サーバー構築、WEBマーケティングなどを専門分野とするIT系事務職場があることが特徴です。

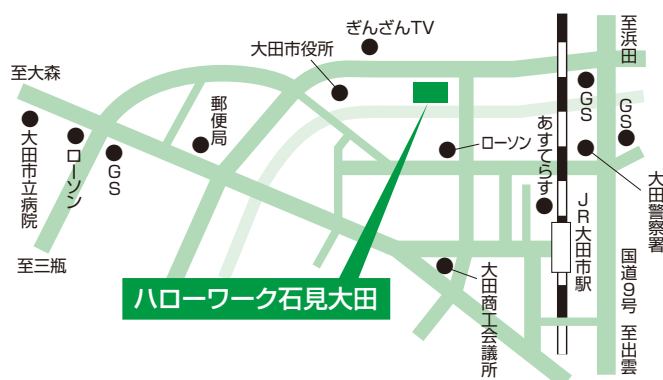
農業は平坦地から中山間地まで、地域の実情に合わせた取り組みが行われており、漁業は沿岸漁業を中心に県内で上位の生産額を占めています。

UIターンをお考えの皆様には、ハローワークをはじめ、関係機関と連携しながら就職活動を支援いたしますので、気軽にご相談ください。

大田市での仕事探し

ハローワーク石見大田（石見大田公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、仕事の相談・紹介を行う公的な機関です。
お気軽にご利用ください。



〒694-0064
島根県大田市大田町大田口1182-1
ハローワーク石見大田
（石見大田公共職業安定所）
TEL:0854-82-8609 FAX:0854-82-1059

大田地域人材確保促進協議会

大田地域人材確保促進協議会では、人材の確保・育成のため、いろいろな取り組みを行っています。
詳しい内容については、事務局（大田商工会議所）までお問い合わせください。



大田市内の企業・働く人の
情報はこちらから！

ジョブサーチおおだ 検索



〒694-0064
島根県大田市大田町大田イ309-2
大田商工会議所内
TEL:0854-82-0765 FAX:0854-82-2993
E-mail:ohdacci@shimanet.jp

大田市無料職業紹介所

大田市内で就職を希望されるUIターン者等と市内事業者等の求職・求人のマッチングを図ります。
登録が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課

TEL:0854-83-8075 FAX:0854-82-9731 E-mail:o-sangyou@city.oda.lg.jp



島根県内での仕事探し

ジョブカフェしまね

ジョブカフェしまねでは、若年求職者（概ね45歳未満の方）を支援するために、キャリア相談、就職応援ミニセミナー、適職診断、応募書類の作成添削など、企業・求人情報の提供まで、多くのサービスが受けられます。

◆松江センター

〒690-0003 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

フリーダイヤル 0120-67-4510

OPEN:月曜日～土曜日 9:30～18:00

(祝日、年末年始はお休み)

◆浜田ランチ

〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階

(石見産業支援センター「いわみぷらっと内」)

フリーダイヤル 0120-45-4970

OPEN:月曜日～金曜日 9:30～18:00

(祝日、年末年始はお休み)

要予約 WEB相談 (30分)

オンライン会議アプリ「Teams」を使います。

要予約 電話相談 (30分)

キャリア・アドバイザーにお気軽にご相談できます。

要予約 対面相談 (50分)

個別ブースにて、対面でご相談できます。



ジョブカフェしまね

しまね移住情報ポータルサイト「くらしまねっと」

「くらしまねっと」に島根県最大級の求人情報を掲載中!

お仕事探しにぜひご活用ください。



くらしまねっと

お問い合わせ先

(公財) ふるさと島根定住財団 石見事務所

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階

TEL:0855-25-1600

就業支援

大田市で就業をお考えの皆様に、次の支援を行っています。
 起業の支援については、大田市役所産業振興部産業企画課で行っています。また、産業体験にかかる支援については、(公財)ふるさと島根定住財団で行っています。

(1) 起業支援

支援

◆ふるさと大田起業・創業支援事業

事前申請必要!!

市内で起業・創業をされる方に対し、下記の経費の一部を補助します。

【補助対象】 小売店、飲食業、サービス業等の開店予定者で、以下のいずれかに該当される方

〔一般枠〕 大田市内の主要観光地等において起業・創業される方※1

※1 対象地域に限定あり

〔特別枠〕 一般枠の対象地域外で起業・創業される方※2

※2 産業競争強化法に定める特定創業支援等事業を受講済みの方または、受講される予定の方に限ります。

補助対象経費	補助率	補助限度
○改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ○特定創業支援等事業の受講等に必要経費（受講料、旅費） ○特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費（備品購入費、備品リース料、広告宣伝費） ※原則として、改修費は大田市内に本店または本拠のある事業所が施工した場合に限り対象とする。 ※申請には商工会議所、商工会の推薦が必要です。必ず事前にご相談ください。	補助対象経費の1/2	100万円 （大田市駅 周辺の場合は 200万円）

【審査会】 有識者等で構成する審査会を実施し、採択者を決定します。

※募集期間があります。詳しくは市役所ホームページをご確認ください。

申請区分によって条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課

TEL:0854-83-8073 FAX:0854-82-9731 E-mail:o-sangyou@city.oda.lg.jp

◆大田市創業等信用保証料補助事業

島根県信用保証協会と連携し、創業5年未満の事業者が融資を受ける際の信用保証料を大田市と保証協会が負担することで、事業者の保証料負担をゼロにし、大田市内の起業・創業を支援する制度を実施しています。(利用条件によっては一部自己負担が発生する場合があります)

【補助対象】

対象者：大田市に本店を有する法人及び大田市に住居がある個人で、創業後5年未満の方

対象期間：令和7年4月1日保証申込分～令和8年3月31日貸付実行分

お問い合わせ先

島根県信用保証協会 出雲支店

〒693-0012 島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地 TEL:0853-21-4998

(2) 就職支援

支援

◆わくわく大田生活実現支援事業

東京23区にお住まい、または勤務しておられる方が、就労・起業、もしくは関係人口の方が大田市へ定住されると、移住支援金が支給されます。

【助成対象者】

- 〈共通要件〉東京23区にお住まいの方、または勤務している方（どちらも5年以上）
- 〈就労の場合〉くらしまねっとに移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、新規就労し、その後3ヶ月以上在職している方
- 〈テレワーク〉東京23区在住等の会社員で、移住後も引き続き業務をテレワークで実施する方。
- 〈起業の場合〉島根県が実施する起業支援金事業の採択を受けた方
- 〈関係人口の場合〉転入時に45歳以下で、転入時過去5年間継続して年1回以上ふるさと納税をし、市が地域の担い手の確保に資する関係人口と認めた方。

【助成額】

2人以上の世帯：100万円 ※18歳未満の子ども一人につき、最大100万円加算。
単身世帯：60万円

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課

TEL:0854-83-8182 FAX:0854-82-5885 E-mail:teijyu@city.oda.lg.jp

(3) 産業体験支援

支援

◆Uターンしまね産業体験事業

県外在住者が県内の受入先で一定期間、農林漁業、介護、伝統工芸等の産業体験を行う場合に、滞在に要する経費の一部を助成します。

【助成対象】 県外在住のUターン希望者

【助成期間】 3カ月以上1年以内（伝統工芸は2年）

【助成額】 12万円／月

※ 県内に居住する父母または祖父母と同居の場合、2親等以内の親族が受入先となり体験する場合、伝統工芸の2年目は6万円／月を助成。

※ 中学生以下の子どもを同伴し、産業体験を行う方に対し、一世帯あたり月額3万円を加算。

※ その他、認定には一定の条件があります。

◆Uターン企業体験支援事業（交通費（半額分）助成）

「くらしまねっと」等で求人を掲載している事業所等へ企業体験（会社見学、面談など）のため来県する際、交通費（半額分）の助成を受けることができます。

【助成対象】 「しまね登録」に会員登録し、「基本情報」「WEB履歴書」の必須項目を入力された方

【助成額】 上限2万円（年度内2回まで）

※ 交通費を支払ったことがわかる書類（領収書等）が必要です。

お問い合わせ先

（公財）ふるさと島根定住財団 石見事務所

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8

シティパルク浜田 2階 いわみぷらっと内

TEL:0855-25-1600

(4) 資格取得支援

支援

◆大田市介護人材育成支援事業

介護福祉士等の資格取得試験の受験料・研修等の受講料の一部を助成します。

【対象試験・研修】 介護福祉士試験及び介護支援専門員実務研修受講試験
介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修
介護支援専門員試験合格対策講座

【対象者】 市内介護サービス事業所に勤務している方で市税等の滞納をしていない方

【助成額】 《試験》 受験料の 8 / 10 の額 (100円未満切捨)
《研修》 受講料の 1 / 2 の額 (100円未満切捨上限5万円)
《講座》 受講料の 1 / 2 の額 (100円未満切捨)

お問い合わせ先

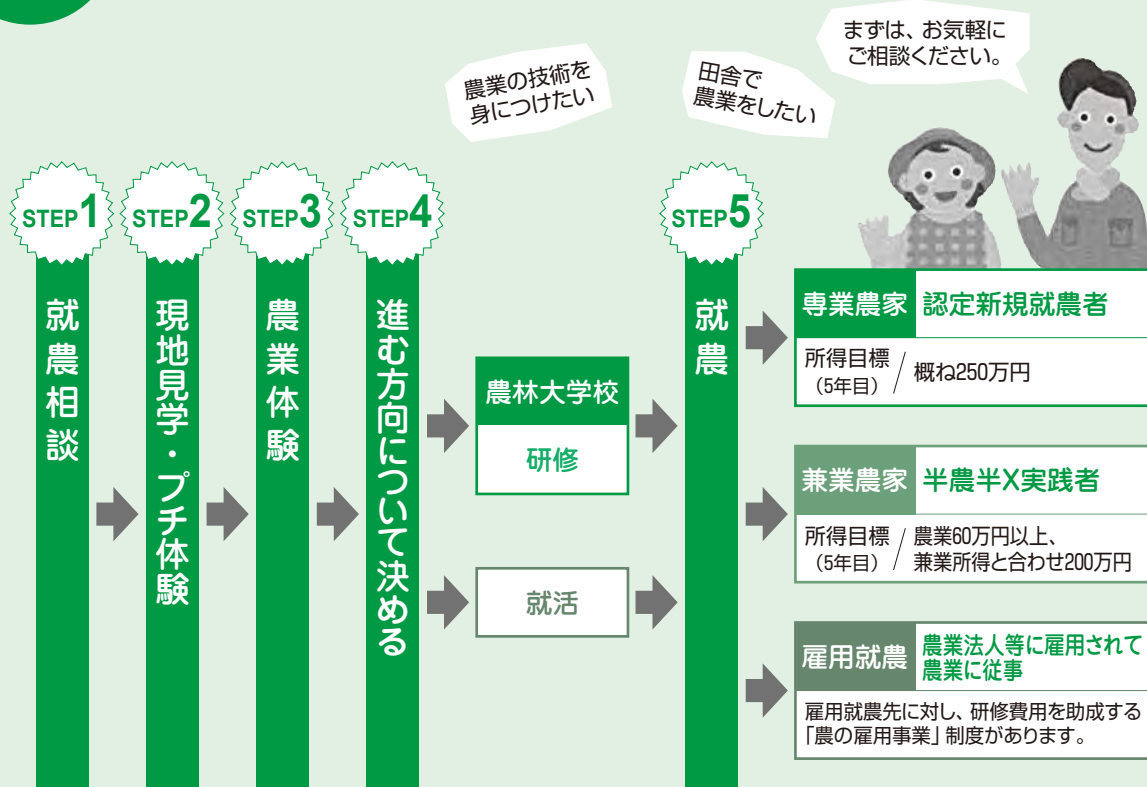
大田市役所 市民環境福祉部 介護保険課

TEL:0854-83-8197 FAX:0854-84-9204 E-mail:o-kaigohoken@city.oda.lg.jp

(5) 就農支援

支援

◆就農までのSTEP (一般的な例イメージ)



◆大田市の主要な農産物



酪農

三瓶高原では酪農が盛んに行われているほか、成牛約1000頭を飼養するメガファームもあります。



肉用牛

大田市で育った和牛のブランド化を進めています。また1000頭以上を飼養する肥育農場もあります。



アスパラガス

大田の特産品農産物NO.1を目指して、生産者・関係機関が一体となり産地化に取り組んでいます。新たな共同選果場が整備され、新規就農者も増加するなど注目を集めています。



ぶどう

島根県特産のデラウェアをはじめ、近年人気のシャインマスカットをメインに栽培しています。生産組合若手グループのリーダーを中心に活発に活動を展開しています。



白ねぎ

近年の農地整備に合わせて、収益性の高い野菜として市内各地で生産の拡大が図られています。今後、集出荷作業の機械化促進や栽培技術の向上により、販売拡大が期待されています。

◆新規に就農するには…

1. やる気・強い意志が必要です

農業は自然と向き合い、農産物を生産するため、思いどおりにならないことも多いもの。単純作業の繰り返しや、炎天下での重労働もあり、忍耐力や強い意志が求められます。

2. 知識・技術を習得しましょう

作物の栽培技術はもちろん、機械の扱いや経営管理など、様々な知識・技術が必要となります。産業体験や研修を受けて、多くの技術を習得しましょう。

大田市で実施されている農業研修

- ・島根県立農林大学校(詳しくはホームページをご確認ください)

島根県立農林大学校 **検索**

3. 資金が必要です

必要最低限の農機具の取得からハウス・施設等の整備まで、多額の投資が必要な場合があります。また、農業を開始しても、安定した収入を得られるまでの生活費は、余裕を持って確保することが大切です。

4. 農地を探しましょう

希望に合った農地を探し地主と交渉するか、農地中間管理機構などに相談して空き農地を探し、賃借または取得の手続きをしましょう。農地の確保には、地域や農家からの信頼が大切です。

5. 家族の理解と協力が大切です

農業は作物によっては、自分の都合で休むわけにはいきません。その際、助けてもらえる家族の存在・役割がとても重要です。就農を成功させるために、家族の理解と合意、協力は必要不可欠です。

6. 地域住民との交流を深めましょう

田舎では、地域の行事や共同作業に積極的に参加することが求められます。いろいろな機会を通じて、地域の方々との交流を深めましょう。地域に溶け込むことで快適な生活が送れます。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 農林水産課

TEL : 0854-83-8088 FAX : 0854-82-9731 E-mail : o-ninaite@city.oda.lg.jp

★大田市公式LINEアカウント ★YouTubeチャンネル 「定住切望チャンネル」に ご登録ください



大田市公式LINEアカウント

大田市公式LINEアカウントでは、大田市の四季折々の催事やイベント、就職活動、支援制度情報などの情報を、毎週1回配信しています！

2025年12月にリッチメニュー追加などの機能拡張を行い、より使いやすくなりました。ぜひご登録ください。

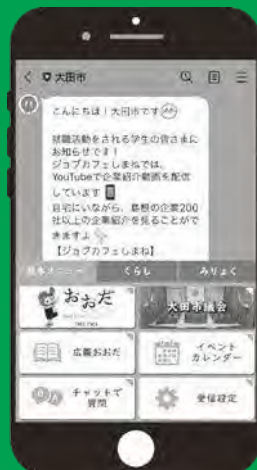
1 イベント・観光情報

2 就職活動等に関する情報

3 支援制度情報

4 大田市議会の情報

ID:@oda-city-hall



【登録方法】

- ① QRコードを読み込んで登録。
- ② LINEアプリ内「友だち追加」からID (@oda-city-hall) を検索して登録。



大田市に関する話題を
ほぼ週一回配信中

YouTubeチャンネル「定住切望チャンネル」

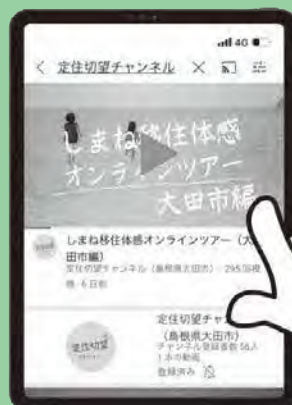
「おおだってどんなところ？」「移住に興味がある」…

そんな方は、YouTubeチャンネル「定住切望チャンネル」がおすすめです。

ほどよい田舎「おおだ」の魅力を動画でご紹介しています！こちらもぜひチャンネル登録をお願いします。

【登録方法】

- ① QRコードを読み込んで登録。
- ② YouTubeで「定住切望チャンネル」と検索して登録。





定住を考えるうえで、日々の暮らしがあります。

ここでは、大田市での暮らしに直結する「教育」、「福祉」、「医療」、「生活環境」についてご紹介します。

教育

大田市では、「ふるさとを愛し、持続可能なおおだを創る、心豊かな人づくり」をめざして教育の魅力化を進めています。

大田市がめざす人材の育成に向け、地域総ぐるみで0歳から18歳までの育ちに関わり、切れ目のない教育活動を推進するために、学校・家庭・地域・行政の連携を図りながら、魅力的な教育環境の整備及び支援の充実を図っています。

(1) 幼児教育施設

幼児教育施設では、こども一人ひとりが安心できる環境や人とのつながりの中で、個々の発達に合わせた保育を進めています。

また、環境を通して行う保育の中で育つ学びの芽生えを大切にしながら、小学校教育の土台を築いていきます。幼小の円滑な接続のため、架け橋カリキュラムを作成し活用しています。

(2) 小・中学校

大田市内には、小学校15校、中学校6校があります。

それぞれ特色のある学校運営に努め、学力育成や地域でのふるさと教育を盛んに行っています。

小・中学校とも少人数学級編成を行い、小学校1年生は1学級30人、小学校2年生は1学級32人、小学校3年生～中学校1年生は1学級35人、中学校2年生及び3年生は1学級38人としています。また、児童・生徒へのサポート事業として、学力育成や特別支援、教育充実のための支援員等を配置し、きめ細やかな指導に基づく授業を行っています。

●公立小学校

	学 校 名	電話番号	所 在 地	人数 (人)
1	大田小学校	0854-82-0031	大田町大田イ590番地	436
2	長久小学校	0854-82-1323	長久町長久イ782番地	190
3	五十猛小学校	0854-87-0626	五十猛町1518番地	51
4	静間小学校	0854-84-8532	静間町548番地	52
5	鳥井小学校	0854-84-8352	鳥井町鳥井417番地	45
6	久手小学校	0854-82-8324	久手町刺鹿2585番地	156
7	朝波小学校	0854-85-8704	波根町15番地	52
8	北三瓶小学校	0854-86-0002	三瓶町多根イ934番地	17
9	志学小学校	0854-83-2025	三瓶町志学2065番地	16
10	川合小学校	0854-82-0295	川合町川合3025番地	49
11	久屋小学校	0854-82-1043	久利町久利794番地2	56
12	大森小学校	0854-89-0613	大森町二32番地	35
13	高山小学校	0854-89-0627	水上町白杯140番地	32
14	温泉津小学校	0855-65-2573	温泉津町福光ハ467番地1	52
15	仁摩小学校	0854-88-2629	仁摩町仁万176番地2	128
小学校計				1,367

※人数は令和7年5月1日現在

●公立中学校

	学 校 名	電話番号	所 在 地	人数 (人)
1	第一中学校	0854-82-0034	大田町大田口656番地	404
2	第二中学校	0854-82-8424	久手町刺鹿522番地1	220
3	北三瓶中学校	0854-86-0013	三瓶町多根イ938番地13	7
4	志学中学校	0854-83-2208	三瓶町志学口367番地	9
5	第三中学校	0854-89-0027	水上町福原601番地	9
6	大田西中学校	0854-88-2006	仁摩町仁万387番地2	131
中学校計				780

※人数は令和7年5月1日現在

(3) 公立高校

大田市内の公立高校は、県立大田高等学校および県立邇摩高等学校があります。

転校の手続きは、現在在籍中の高校から希望する高校に、転入学の可否について直接お問い合わせください。

●県立高等学校

	学 校 名	電話番号	所 在 地	課程・設置学科	人数 (人)
1	大田高等学校	0854-82-0750	大田町大田イ568番地	(全) 普通科、理数科	345
2	邇摩高等学校	0854-88-2220	仁摩町仁万907番地	(全) 総合学科	244

※人数は令和7年5月1日現在

支援

◆就学援助制度 (小・中学校)

経済的理由により、お子さんを就学させることが困難なご家庭に対して学校でかかる費用の一部を市が援助するものです。

内容：学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、PTA会費、給食費など

◆遠距離通学費補助

自宅から学校まで一定の距離を超える場合に、通学費の補助を行っています。通学費補助の取り扱いについては、地域で異なります。

大 田 市 小学校4km以上、中学校5km以上
(下記地域を除く)

温泉津町内 小学校4km以上、中学校4km以上
仁 摩 町 内 中学校6km以上

※いずれの場合もスクールバスを利用する児童生徒は対象外です。

詳しくは、大田市教育委員会学事・魅力化推進室学事・魅力化推進係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆大田市教育委員会 学事・魅力化推進室 学事・魅力化推進係

TEL:0854-83-8121 FAX:0854-82-5395 E-mail:o-gakuji@city.oda.lg.jp

◆島根県教育委員会学校企画課運営・支援係

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6490 FAX:0852-22-5762 E-mail:gakkokikaku@pref.shimane.lg.jp

(1) 保育所等

① 保育所等のサービス一覧と各施設の紹介

保育所は、保護者が仕事や病気などのために家庭で十分に保育することができない乳幼児を保護者に代わって保育する施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

● 認可保育園(所)、認定こども園

	施設名	経営	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢	延長保育	休日保育	病児保育			一時保育	障がい児保育
										病後児	（実施園入所児童対象）	体調不良児		
1	大田保育園	公	0854-82-0887	大田町	7:30～19:00	8:00～16:00	生後5ヶ月	18:30～19:00	○	—	—	—	○	○
2	相愛保育園	私	0854-82-0187	大田町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○	○
3	認定こども園 あゆみ保育園	私	0854-82-1791	大田町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○	○
4	川合保育園	公	0854-82-7433	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○	○
5	池田保育園	公	0854-83-2284	三瓶町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○	○
6	あけぼのこども園	私	0854-82-8823	久手町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後5ヶ月	7:00～ 7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○	○
7	鳥井保育園	公	0854-84-8233	鳥井町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○	○
8	こぼと保育園	私	0854-82-6884	長久町	7:15～19:30	8:30～16:30	生後57日	7:15～ 7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○	○
9	サンチャイルド 長久さわらび園	私	0854-83-7171	長久町	7:15～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:15～ 7:30 18:30～19:30	—	○	—	○	○	○
10	たから保育園	私	0854-83-7880	長久町	7:30～19:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	—	—	○	○	○	○
11	いそたけ保育園	私	0854-87-0689	五十猛町	7:30～19:30	8:30～16:30	生後3ヶ月	18:30～19:30	—	—	—	○	○	○
12	久利保育園	私	0854-82-3988	久利町	7:30～19:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	—	—	—	○	○	○
13	大森さくら保育園	私	0854-89-0299	大森町	7:30～18:30	8:30～16:30	生後7ヶ月	—	—	—	—	○	○	○
14	仁摩保育園	私	0854-88-9100	仁摩町	7:00～19:30	8:30～16:30	生後57日	7:00～ 7:30 18:30～19:30	—	—	○	○	○	○
15	認定こども園 みどり保育園	私	0854-88-3324	仁摩町	7:00～19:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	—	○	○	○
16	温泉津保育所	公	0855-65-2075	温泉津町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○	○	○

● 地域型保育事業所(市認可)

	施設名	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢
1	すてっぷ2	0854-84-5531	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	3か月～2歳
2	わんぱく保育園	0854-82-5070	大田町	8:00～18:00	8:00～16:00	3か月～2歳
3	ステップ川合	0854-82-0120	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	3か月～2歳

● 延長保育、一時保育、病児保育は別に利用料がかかります。

● 保育所(園)により、実施内容が異なる場合があります。詳しくは各保育所(園)、又は大田市役所こども政策課へお問い合わせください。

● 認可外保育施設

	施設名	電話番号	所在地
1	たんぽぽ保育所	070-4472-8871	大田市立病院内

● 幼稚園

	施設名	電話番号	所在地	開所時間
1	大田幼稚園	0854-82-1426	大田町	8:30~14:30

※預かり保育（14:30~16:30）も実施しています。（別途利用料が必要です）

※幼稚園の入所は、大田市役所こども政策課（TEL0854-83-8149）または大田幼稚園へお問い合わせください。

● 認定こども園

	施設名	電話番号	所在地	サービス内容
1	認定こども園 あゆみ保育園	0854-82-1791	大田町	1号認定（幼稚園部） 受入れ年齢：満3歳～就学前 保 育 時 間：8:00～14:00 預かり保育：14:00～18:00（有料） 2号・3号認定 認可保育所（園）を参照ください。
2	あけぼのこども園	0854-82-8823	久手町	1号認定（幼稚園部） 受入れ年齢：満3歳～就学前 保 育 時 間：8:30～14:30 預かり保育：14:30～18:00（有料） 2号・3号認定 認可保育所（園）を参照ください。
3	認定こども園 みどり保育園	0854-88-3324	仁摩町	1号認定（幼稚園部） 受入れ年齢：満3歳～就学前 保 育 時 間：8:00～14:00 預かり保育：14:00～18:30（有料） 2号・3号認定 認可保育所（園）を参照ください。

② 保育料 認定区分は次のとおりです。

年 齢	教育・保育希望	認定区分	利 用 先
満3歳以上	教育を希望	1号認定	認定こども園・幼稚園
	保育を必要とする事由に該当し、 保育を希望	2号認定	認可保育所・認定こども園
満3歳未満		3号認定	認可保育所、地域型保育事業所・認定こども園

令和8年度 保育所等利用者負担額（保育料）

3歳以上児（1号、2号認定）

※全てのお子さんの保育料は無償となります。

（保育所は3歳児クラス【3歳になった後の最初の4月分】から無償化となります）

※副食費（給食の食材料・おやつ・牛乳・お茶代）は直接施設にお支払いいただくことになります。ただし、次の場合は副食費の支払いが免除となります。



副食費が免除対象となるのは
・年収360万円未満の世帯のお子さん
・出生順位が第3子以降のお子さん



大田市独自の制度で、3人目以降のお子さんは全員副食費が無料になるよ！

3歳未満児（3号認定）

※市民税非課税世帯のお子さんの保育料は無償となります。

【保育料月額】 ※一般世帯第1子（次ページ記載の保育料軽減適用後）

階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間
第2階層	0円	0円	第8階層	23,300円	22,900円
第3階層	7,300円	7,200円	第9階層	25,800円	25,300円
第4階層	9,300円	9,100円	第10階層	29,100円	28,600円
第5階層	12,000円	11,700円	第11階層	40,000円	39,300円
第6階層	14,000円	13,700円	第12階層	44,000円	43,200円
第7階層	16,000円	15,600円	第13階層	49,000円	48,100円

第2子以降は、保育料の額が違いますのでお問い合わせください。

	保育料	副食費
3歳以上児	全て無償化	年収360万円未満の世帯や第3子以降は免除
3歳未満児	市民税非課税世帯は無償化	市民税課税世帯 …… 保育料に含まれる 市民税非課税世帯 … 無償

③保育サービス

大田市では、子育て世代のニーズに対応した保育サービスを提供しています。

1)保育サービスの充実

延長保育、休日保育、障がい児保育、病児保育を実施しています。サービスを実施している保育園(所)は、「保育所等のサービス一覧と各施設の紹介(P24)」をご覧ください。

2)保育ボランティア事業

保育の現場において、技術や子育て経験を活かして、お手伝いいただける方を募集しています。

支援

(1) 3歳以上の児童の保育料無償化 (P25参照)

(2) 同時入所軽減 ~ 同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合の保育料

年齢が高い順から ○1人目……基準額

○2人目……基準額の1/2

○3人目以降……無料

(3) 第3子軽減 ~ 同一世帯内の児童で第3子以降の児童が入所している場合の保育料は無料

(4) 3歳未満児の軽減 ~ 2~10階層の保育料を軽減

(5) 多子世帯の軽減 ~ 所得割額57,700円未満の世帯は、第2子は半額または無料、第3子以降は無料

(6) ひとり親等世帯の軽減 ~ 所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子は半額以下、第2子以降は無料

(7) 副食費の免除 (P25参照)

お問い合わせ先

大田市役所 こども未来部 こども政策課

TEL:0854-83-8149・0854-83-8196 FAX:0854-82-9730

E-mail:o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp

(2)子育て支援

①子育て支援サービス

大田市では、保育サービスのほか、次の子育て支援サービスを実施しています。

1)ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターでは「子育てを手伝ってほしい人」と「子育てを支援できる人」に、会員になっていただき、子育てを手伝ってほしい人に支援できる人を紹介しています。対象は、乳幼児から中学校3年生までです。応援の内容は、保育園などの送迎、登園・登校前後のお預かり、などとなります。

○委託実施先:社会福祉法人大田保育センター(認定こども園あゆみ保育園) TEL:0854-82-1791

2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などで家庭にいない昼間、小学校に就学している児童を、適切な生活の場を提供し、お預かりします。

○大田わんぱく児童クラブ(大田町)

○あゆみ放課後児童クラブ(大田町)

○長久ゆうゆう学童クラブ(長久町)

○温泉津児童クラブたんぽぽ(温泉津町)

○大田いきいき児童クラブ(大田町)

○大田ルーテル・ラブリー児童クラブ(大田町)

○静間児童クラブえがお(静間町)

○おおもり児童クラブ渡辺家(大森町)

○久手なかよしキッズクラブ(久手町)

○仁摩児童クラブひまわり(仁摩町)

○朝波にこにこ児童クラブ(波根町)

○久利放課後児童クラブ(久利町)

○五十猛児童クラブスマイル(五十猛町)

○かわい児童クラブ(川合町)

○アフタースクールCOCOEMI(長久町)

3)一時預かり事業

保育園(所)では、冠婚葬祭などで急に保育ができなくなった場合などに対応するため、児童の一時預かりを行っています。

4) 大田市子育て支援センター事業

育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を、あゆみ保育園、温泉津保育所、仁摩保育園で行っています。

5) 子育てアプリ おおだっこ

いつでもどこでも簡単に最新の子育て情報をゲット!

電子母子健康手帳機能でお子さんの予防接種や健康データの記録・管理もできます。また、ご家族でお子さんの成長記録を共有することもできます。便利な機能がたくさんあるので、ぜひアプリをインストールしてご利用ください。



google play用
※外国語にも対応しています



支援

◆子育ての経済的支援

1) 児童手当 生まれた日の翌月から18歳になって最初の3月31日まで支給します。

●支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	(第1子・第2子) 15,000円
	(第3子以降) 30,000円
3歳から18歳 (18歳到達後の最初の年度末まで)	(第1子・第2子) 10,000円
	(第3子以降) 30,000円

※第3子以降の数え方は、0歳～22歳になって最初の3月31日までの間にある子の中で数えます。

2) 児童扶養手当

父母の離婚などにより、18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育しているひとり親家庭等に、児童の健やかな成長を願って支給します。(外国人の方も支給の対象となります。)

3) COCCOLO(こっころ)

島根県内に住む子育て家庭に交付される「しまね子育て応援パスポート“COCCOLO(こっころ)”」を全国の協賛店に提示すると、子育て支援サービスが提供されます。

お問い合わせ先

大田市役所 こども未来部 こども政策課

TEL:0854-83-8148 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp

支援

◆こんにちは赤ちゃん絵本事業

絵本をとおして赤ちゃんとお母さんが楽しい時間を分かち合うことを応援します。

【事業内容】

乳児健診(3～4か月健診)時に絵本を手渡し、絵本や読み聞かせアドバイスを行います。

【対象者】

乳児健診(3～4か月)該当児

【配布内容】

- ① 絵本1冊
- ② 小冊子「絵本のある子育て」1冊
- ③ 図書館利用案内

お問い合わせ先

大田市役所 こども未来部 こども家庭支援課

TEL:0854-83-8152 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-kodomokatei@city.oda.lg.jp

② 安心して妊娠・出産のできる環境づくり

- 1) 妊娠・出産期を通して母と子の健康が確保されるよう健康相談、健康診査、健康教室、保健指導を実施しています。
- 2) 妊娠中の勤務に対して作業の軽減・休憩など、主治医などが必要であると認めた指導事項を的確に会社に伝える際に利用する「母子健康管理指導事項連絡カード」の周知を図っています。

支援

◆ 不妊・不育症治療バックアップ事業

一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療費を助成します。

【対象者】

大田市内に住所を有する方（法律上または事実上の婚姻関係にある夫婦であり、夫婦またはそのどちらかが大田市に住所を有する）

【助成の内容】

	不妊治療		不育症治療
	一般不妊治療	生殖補助医療	
助成内容	タイミング療法 人工授精 など	体外受精 顕微授精 など	流産や死産を繰り返す場合の治療
対象費用	不妊治療に要した費用の本人負担額 （保険適用の治療に限る）		不育症の治療に要した本人負担額 （保険適用の有無は問いません）
助成額	上限30万円/1年間		上限5万円/一治療期間 ^(※)

※一治療期間とする。一治療期間とは、妊娠後に不育症治療を開始した日から出産（流産又は死産を含む。）により当該治療が終了するまでの期間。

【申請手続き】

助成希望の方は、市役所こども家庭支援課までお問い合わせください。

また、市のホームページからも申請方法をご確認できます。

※島根県でも不妊治療について費用の一部を助成する制度を実施しています。詳しくは、島根県ホームページをご確認ください。

◆ 妊婦・乳児一般健康診査

大田市では、妊娠中の経済的負担の軽減や、お母さんとお腹の赤ちゃんの健康を守るために、妊婦健診14回分と乳児健診2回分を公費で受けられます。

妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査の受診票は、母子健康手帳と一緒に交付しています。

安心、安全なお産のためにも、下記の妊娠週数を目安に妊婦健診を必ず受診しましょう。

○妊婦一般健康診査受診票（14回）…産婦人科

- ・ 1～4回目：妊娠初期～妊娠23週まで（4週間に1回）
- ・ 5～10回目：妊娠24週～35週まで（2週間に1回）
- ・ 11～14回目：妊娠36週～出産まで（1週間に1回）

※妊婦健診にかかる全ての料金が無料になるわけではありません。

受診票の内容以外の検査を受けた場合や、薬の処方があった場合等は自己負担があります。

○乳児一般健康診査受診票（2回）…小児科

- ・ 生後1か月
- ・ 生後9～11か月（1歳のお誕生月の末日まで利用できます）

◆産婦健康診査

産後2週間、及び1か月ごろに産婦健診を受けることができます。

【対象】 産婦

※実施医療機関は、大田市ホームページにてご確認ください。

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に産婦健康診査受診票を交付しています。

【費用】 個人負担 2,000円

◆妊婦歯科検診

妊婦を対象に、むし歯と歯周疾患予防のための歯科検診を無料で行っています。

【対象】 妊婦

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に妊婦歯科検診受診票を交付しています。

市内歯科医療機関で検診を受けることができます。

【費用】 無料

◆産後ケア事業

【対象】 大田市に住民票がある、1歳未満までの赤ちゃんとお母さん

【訪問型】 場 所：利用者の自宅

利用料：2,000円／1回

【デイサービス型】

場 所：仁摩保健センター

利用料：1,000円／1回

利用申請の提出が必要です。

◆こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域で安心して育児をするためのお手伝いとして、出産後、訪問担当者がご自宅に訪問し、お母さんの心配なことを聞いたり、地域の子育て情報をお伝えします。

【対象】 生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭

【訪問時期】 生後2～4か月の間

※保護者の希望によっては、2か月までの訪問も可能です。

【訪問担当者】

母子保健推進員または保健師、助産師、看護師等

◆乳幼児相談・授乳サロン「ごくごく」

乳幼児期のお子さんの育児や母乳に関する相談を、保健師や助産師、栄養士が行います。また、お子さんの身体計測も行っています。

【対象】 乳幼児とその保護者

【内容】 身体計測、育児や食事（離乳食）、母乳に関する悩みの相談に、保健師、助産師、栄養士が対応します。

〈持参するもの〉 母子健康手帳、バスタオル

〈場所〉 大田市役所

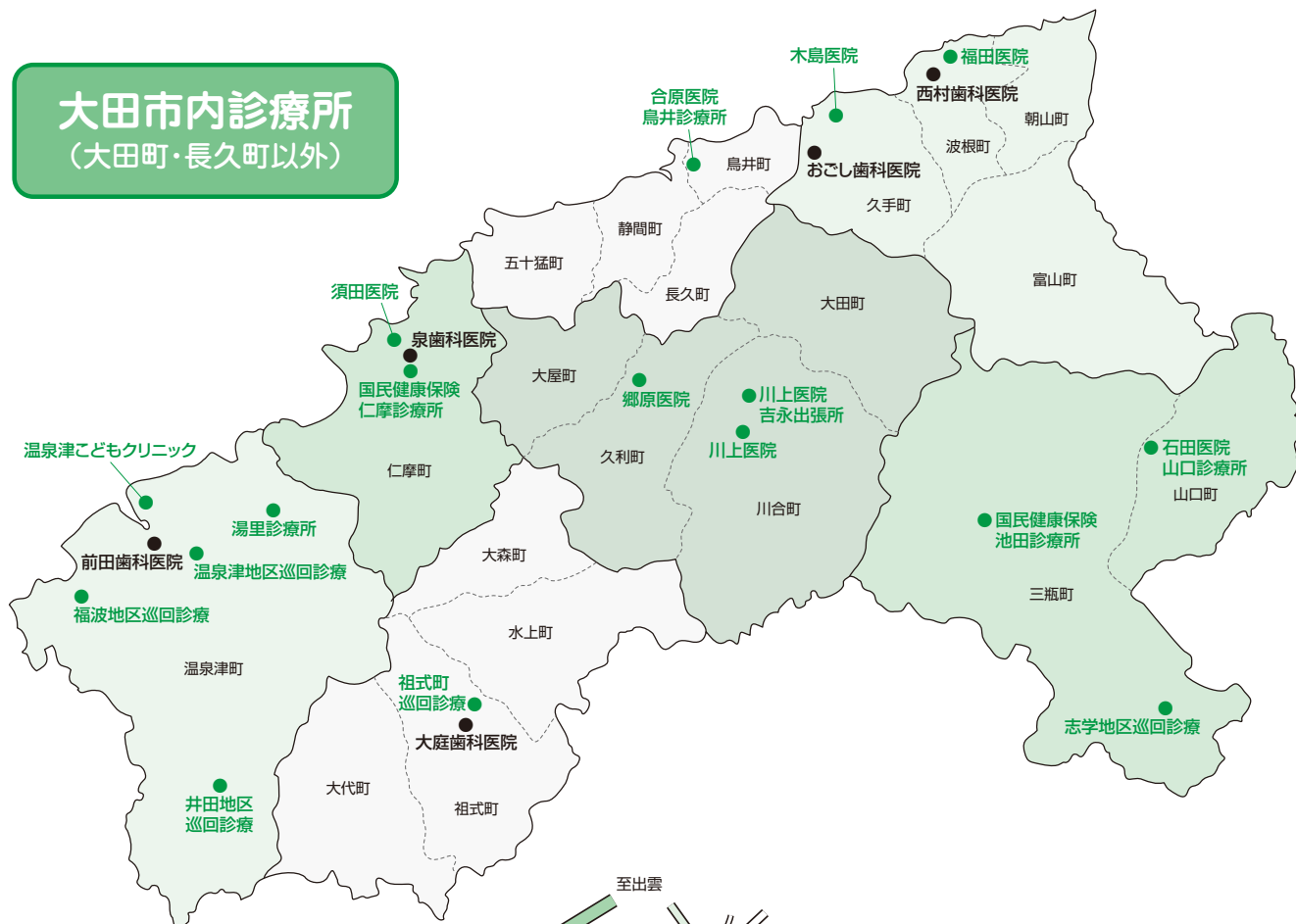
【実施回数】 毎月1回（予約制）

お問い合わせ先

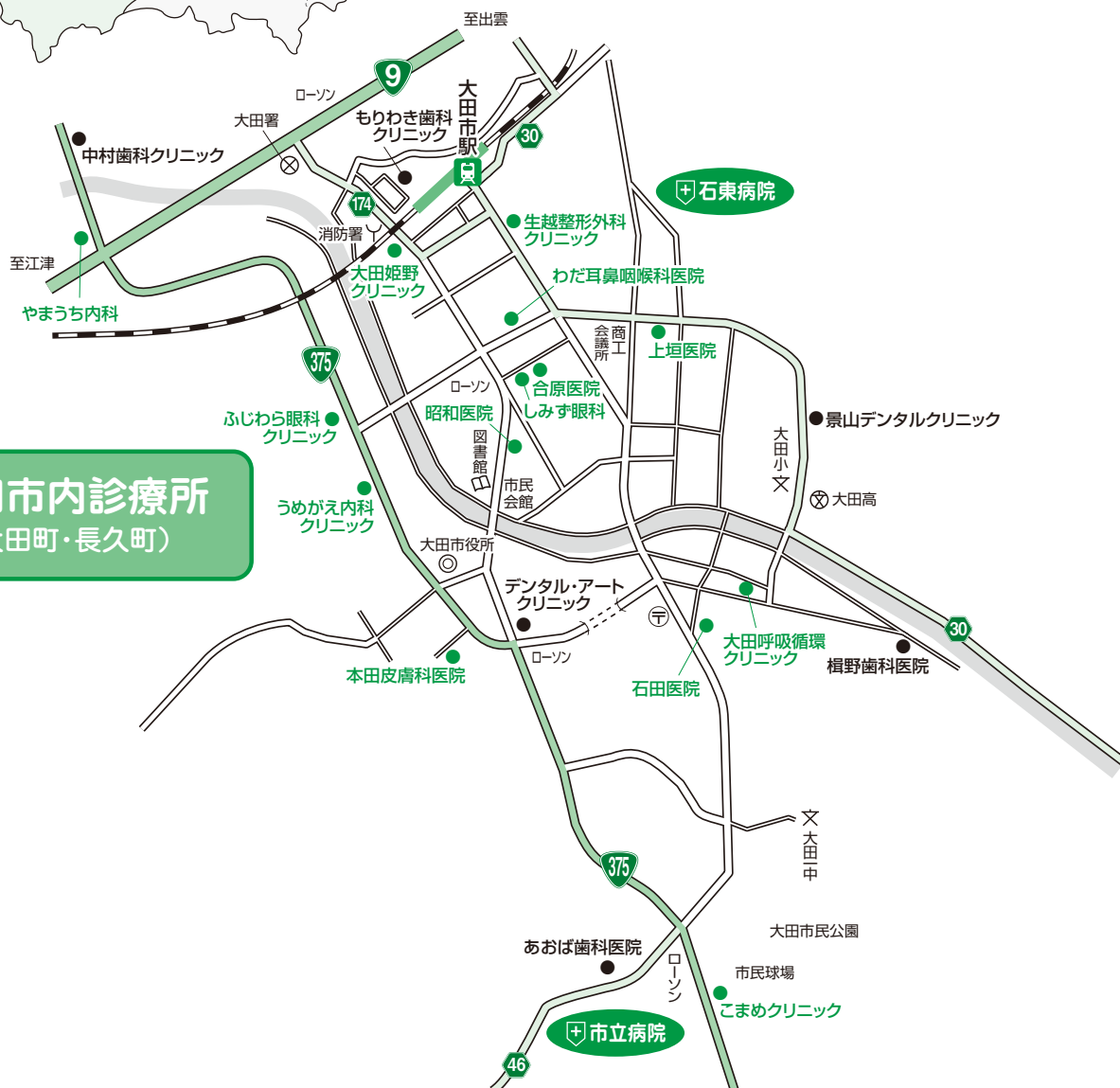
大田市役所 こども未来部 こども家庭支援課

TEL:0854-83-8152 FAX:0854-82-9730 E-mail: o-kodomokatei@city.oda.lg.jp

大田市内診療所 (大田町・長久町以外)



大田市内診療所 (大田町・長久町)



(1) 乳幼児・子ども医療費助成制度

◆対象者区分と自己負担額限度

18歳までのお子さんの医療費（保険診療分）を無料としています。

対 象 者	入 院	入院外	薬 局	所得制限
就学前の子ども	無 料	無 料	無 料	な し
小学校入学から18歳到達の年度末までの子ども	無 料	無 料	無 料	
20歳未満の慢性呼吸器疾患等16疾患群対象者	無 料			
小児慢性特定疾病医療支援受給者証所持者（島根県実施）	無 料	無 料	無 料	

※ 文書料や入院されたときの食事代、室料等は別に自己負担となります。
また保険外併用療養費（保険の対象とならない費用）を自己負担する場合があります。

お問い合わせ先

大田市役所 市民環境福祉部 市民課

TEL:0854-83-8154 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-hoken@city.oda.lg.jp

(2) 公営の病院

大田市立病院

- ◆受付時間 8:30～11:00（診療科によって受付時間が異なります）
- ◆休 診 日 土・日・祝日及び年末年始（12／29～1／3）
ただし、急患はこの限りではありません。
- ◆病 床 数 229床（急性期病床135床、地域包括ケア病床45床、回復期リハビリテーション病床45床、感染症病床4床）
- ◆診療科目 内科、メンタルヘルス科、神経内科、呼吸器内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
- ◆連 絡 先 大田市立病院 TEL:0854-82-0330（代表） FAX:0854-84-7749

※ 特殊外来など予約が必要な場合があります。詳しくは、大田市立病院までお問い合わせください。

(3) 救急医療情報

■休日・夜間に病気になったら…

- ① まずはかかりつけ医に相談してください。
 - ② かかりつけ医がない、連絡がつかない場合等は救急病院へ連絡してください。
 - 市内及び江津市内の救急告示病院
 - 大田市立病院 TEL 0854-82-0330
 - 島根県済生会江津総合病院 TEL 0855-54-0101
- ※ 受診する場合は必ず事前に電話連絡をしてください。

■子どもの病気で困ったら…

- ① 子ども医療電話相談（#8000）
（つながらない場合は、03-3478-1060にダイヤルしてください）
利用時間：平日 19時～翌朝9時
土日祝 9時～翌朝9時
相談対象：15歳未満の子ども
通話料：利用者負担
- ② 子どもの救急サイト（kodomo-qq.jp）

(1) 水道

① 水道の使用開始・使用中止（開栓・閉栓）

水道を新たに使用する場合や使用を中止する場合には、事前に届出が必要です。大田市役所上下水道部管理課の窓口、または電話で受付しています。使用開始日、使用中止日の3営業日前（土日・祝日、年末年始を除く）までにお知らせください。

なお、開栓・閉栓作業の都合上、時間指定はできません。

また、オンラインにて水道の開閉栓の申し込みができます。詳しくは大田市ホームページをご覧ください。

② 水道料金

水道料金については、大田市役所上下水道部管理課までお問い合わせください。

※大田市のホームページからご確認ください。

③ 水道工事を行うとき

給水装置の新設、増設、改造、修繕、撤去工事を行う時は、市への申請が必要です。大田市の指定給水装置工事事業者へお申し込みください。指定給水装置工事事業者が分からない場合は、大田市役所上下水道部水道課へお問い合わせください。

※大田市のホームページからご確認ください。

なお、加入金及び手数料は次のとおりです。

◆手数料【給水装置を新設、改造する場合】

設計審査手数料 3,000円 工事検査手数料 5,000円

◆加入金【給水装置を新設する場合】

口 径	13mm	20mm	25mm
金 額	44,000円	88,000円	165,000円

（消費税を含んだ金額）

お問い合わせ先

◆水道料金について 大田市役所 上下水道部 管理課

TEL:0854-83-8112 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-suikanri@city.oda.lg.jp

◆水道工事について 大田市役所 上下水道部 水道課

TEL:0854-83-8114 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-suidou@city.oda.lg.jp

(2) 下水道

大田市では、生活排水等による河川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道事業に取り組んでいます。

下水道には、公共下水道や農業集落排水などの集合処理方式と、市設置型浄化槽による個別処理方式があります。

お住まいになられる区域によって、処理方式および整備年度は異なりますので、詳しくは、大田市役所上下水道部下水道課までお問い合わせください。

◆浄化槽の設置費助成及び市による設置

事前申請必要!!

個人設置型浄化槽（設置費助成）

集合処理区域のうち、当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域の皆さんが、浄化槽を設置される際は、設置費用の一部を補助します。（下水道等の整備完了後には設置した浄化槽から下水道等へ遅滞なく接続することなどの要件があります。）

市設置型浄化槽（市による設置）

個別処理区域の皆さんは、分担金・使用料を納めて頂くことで、市が浄化槽を設置・維持管理する市設置型浄化槽により生活排水を処理できます。（排水設備工事及び放流管設置に係る工事費は、個人負担となります。）

処理対象人員	個人設置型浄化槽	市設置型浄化槽
	補助金額	分担金納付額
5人槽	200,000円	250,000円
7人槽	230,000円	250,000円
10人槽	300,000円	250,000円
11～15人槽	—	350,000円

※ 個人設置型浄化槽は建物の用途が一般住宅でかつ10人槽以下としています。

※ 市設置型浄化槽の16人槽以上の分担金額は、お問い合わせください。

◆排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給について

下水道接続の際、排水設備の改造工事（新築を除く）の工事費を一時に負担することが困難な方に融資あっせん及び利子補給を行う制度。

【対象工事】

下水道に接続するための工事

- 既存のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事とこれに併せて行う排水設備の設置工事
- 浄化槽（単独・合併浄化槽）を廃止する工事とこれに併せて行う排水設備の設置工事

※ 便槽の撤去費用・便器の器具代・器具の取付代・配管工事等は対象となるが、改築費用等は対象とならない。

【融資内容】

- ☐ 融資あっせん額 … 対象工事の範囲内で100万円が限度
- ☐ 利 率 … 金融機関の定める利率
- ☐ 償 還 期 間 … 60月（5年以内）繰上償還も可能
- ☐ 償 還 方 法 … 金融機関に定める償還方法

※ 融資金の完済後、融資あっせん利用者に対し支払利息額の50%（上限5万円）を限度に利子補給金を交付します。なお、償還期限までに償還しなかった場合における延滞利息金は利子補給の対象とならない。

【必要書類】

- ・ 排水設備改造工事融資あっせん申込書
- ・ 申込者の所得証明及び滞納のない証明

【融資条件】

- ・建築物の所有者又は当該所有者の同意を得た者（排水設備工事の申込者）
- ・公共下水道事業受益者負担金・農業集落排水施設受益者分担金又は生活排水処理施設受益者分担金を滞納していないこと。
- ・市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ・自己資金のみでは、改造工事費を一時に負担することが困難であること。
- ・融資を受けた資金の償還能力があること。

◆下水道接続促進事業について

大田市では、公共下水道への接続促進を図るため、排水設備工事の補助を行います。

【補助対象工事】

既存の一般住宅の排水を公共下水道に接続するための「排水設備工事」が対象です。

ただし、以下に該当するかたは補助対象外となります。

- ①公共下水道受益者負担金、水道料金、市税等の滞納があるかた
- ②一般住宅等を借りているもので、貸主が工事する場合又は貸主の承諾が得られていないかた
- ③販売目的で既存の一般住宅の排水を下水道へ接続したかた
- ④下水道本管整備時に公共ますの設置を求めなかったかた
- ⑤排水設備工事に関して他の補助金の交付を受けるかた
- ⑥下水道が供用開始された年度の翌年度から3年を超えた後に、下水道へ接続されたかた

※一般住宅とは専用住宅及び併用住宅（要件有）のことを指し、集合住宅や事務所等の非住宅は含みません。

【補助金額】

工事費の1/2を補助対象とする。【上限3万円】

【補助金の申請から交付までの流れ】

- ①排水設備工事検査合格後、30日以内に「補助金交付申請書兼実績報告書」を提出する。（施主→市）
- ②書類審査を行い、適正と判断した場合は、「補助金交付決定及び確定通知書」を送付する。（市→施主）
- ③「補助金交付請求書」を提出し、交付金を交付。（施主→市→施主）

お問い合わせ先

大田市役所 上下水道部 下水道課

TEL:0854-83-8117 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-gesui@city.oda.lg.jp

大田市への転入手続き



大田市へ転入される方は、転入の届出が必要です。手続きは、大田市役所市民環境福祉部市民課、または、各支所市民生活課で行えます。



転入の窓口

◆大田市役所市民環境福祉部市民課

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL:0854-83-8067

◆大田市役所温泉津支所市民生活課

〒699-2598 島根県大田市温泉津町小浜イ486番地 TEL:0855-65-3111

◆大田市役所仁摩支所市民生活課

〒699-2391 島根県大田市仁摩町仁万562番地3 TEL:0854-88-2111



転入届（手続き）

転入届は、大田市に転入した日から14日以内に行ってください。

届出に必要なものは、次のとおりです。

- ① 転出証明書（前住所地の市町村長が発行したもの）
- ② 届出人の印鑑
- ③ 本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・住民基本台帳カード など）
- ④ 転入される本人以外の方が来庁される場合は本人からの委任状



その他（市役所で行う手続き）

手 続 内 容	担 当 窓 口	転入の際に必要なもの、手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課	カードの継続利用と券面記載事項変更の手続きが必要です。
印鑑登録	市民課	必要な方は、登録してください。 （登録をする印鑑、写真つき官公署発行の本人確認書類が必要）
国民健康保険	市民課	社会保険等他の保険に加入していない人は、加入手続きが必要です。
乳幼児医療 子ども医療 後期高齢者医療 福祉医療	市民課	乳幼児医療及び福祉医療は健康保険情報がわかるもの（資格確認書、マイナ保険証、資格情報のお知らせ）をお持ちのうえ、交付手続きをしてください。 後期高齢者医療は「負担区分証明書」が必要です。
公的年金	市民課	受給者は、住所変更届が必要な場合があります。
介護保険	介護保険課	要介護、要支援認定者は、認定の申請が必要です。
児童手当 児童扶養手当	こども政策課	必要な方は、担当課にお尋ねのうえ、手続きをしてください。
特別児童扶養手当 障がい児福祉手当 特別障がい者手当	高齢・障がい福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	高齢・障がい福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証 （精神通院医療、更生医療、育成医療）	高齢・障がい福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
障がい福祉サービス受給者証 障がい児通所受給者証	高齢・障がい福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
犬の登録	環境政策課	変更申請をしてください。（旧市区町村の鑑札があれば手数料無料）
小・中学校に在学している児童・生徒	教育委員会 学事・魅力化推進室	転校手続きをしてください。

島根県大田市

世界遺産と国立公園、日本遺産、さらに…
ここにしかない
贅沢な歴史と自然が共存するまち



世界遺産と豊かな自然を抱くまち大田市

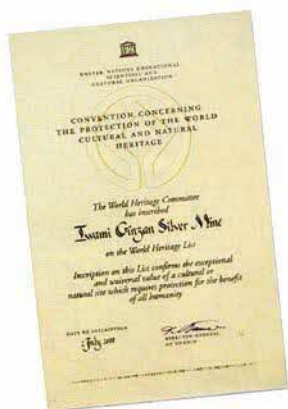
美しいブナ林にさまざまな動植物たちが生息する三瓶山、マリンプルーに染まる日本海の大海原。島根県のちょうど真ん中に位置する大田市は、海と山の両方を満喫できる自然豊かなまちです。

2007年に世界遺産登録された石見銀山遺跡は、国内では14件目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産です。かつて銀生産で賑わった大森の町並みは、訪れる人々を今もやさしく迎えてくれます。大山隠岐国立公園に指定されている三瓶山では太古の巨木林（国天然記念物）が発見され、10.2メートルの高さが見る者を圧倒します。鳴砂で知られ、国の天然記念物に指定された「琴ヶ浜」、世界最大の一年計砂時計が時を刻む「仁摩サンドミュージアム」も大田市のシンボルです。また、2020年には「石見の火山が伝える悠久の歴史～縄文の森”銀の山”と出逢える旅へ～」が日本遺産認定され、ますます盛り上がりを見せています。

豊富な湧出量を誇る「三瓶温泉」、世界遺産登録エリア内の温泉街の「温泉津温泉」も見逃せません。山海の幸に舌鼓を打ちながら、心と体を癒せます。さらに、焼き物ファンにうれしいスポットは、日本最大級の登り窯を持つ「温泉津やきものの里」。伝統に培われた味わい深い手作りの焼き物が静かに語りかけてくるようです。また、社殿創建1500年を越える石見国一宮の「物部神社」も見所の一つです。

春夏秋冬、自然と歴史に彩られた大田市に是非お越しください。

石見銀山遺跡とその文化的景観



世界遺産登録認定証

石見銀山遺跡は、環境に配慮し、自然と共生した鉱山運営を行っていたことが特に評価され、2007年7月に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として、国内では14番目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産に登録されました。



上空から見る石見銀山（北西から）

また、石見銀山で生産された銀は高品質で、東アジア交易においても信用が高く、石見銀山の所在する佐摩村（さまむら）にちなんでソーマ銀と呼ばれ流通しました。16世紀末から17世紀初頭の全盛期には、石見銀山で産出された銀をはじめとする日本銀が、世界の産銀量の約3分の1を占めたといわれています。

世界に知られた石見銀山

石見銀山は、1527年、博多の豪商神屋寿禎に発見されて以来、約400年にわたって採掘された日本を代表する鉱山遺跡です。大航海時代の16世紀、日本の銀鉱山としてヨーロッパ人に重要視された存在で、当時ヨーロッパで作られたアジアや日本の地図には、石見銀山付近を指して「銀鉱山王国」「銀鉱山」と記されたものもあります。



ティセラ／日本図（1595年）
「Hivami」（石見）付近に「Argenti fodinae」（銀鉱山）の記載あり
（島根県立古代出雲歴史博物館所蔵）

大森

おおもり

銀鉱山跡と鉱山町

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された大森は、江戸時代に形づくられた陣屋町。鉱山に隣接して発展した、幕府直轄地の中心となった町で、武家屋敷や商家が混在しているところが特徴です。歴史と文化の香りが漂う町並みには古民家を活かしたショップやカフェもあり、幾度訪れても心が和む人気のエリアとなっています。

間歩（まぶ）と呼ばれる坑道が点在する銀山地区では、一帯が鉱山であったことがうかがえます。戦国時代、仙ノ山を中心に形成された集落は鉱山開発とともに範囲を広げ、最盛期には20万人もの人が暮らしたとも言われています。今では家並みもまばらですが、寺社や谷筋に残る石垣に往時の賑わいを垣間見ることができます。

いわみぎんざんせかいさんせんたー

石見銀山世界遺産センター



大田市大森町イ1597-3 TEL 0854-89-0183

※施設のリニューアル工事に伴い、令和8年10月から令和9年3月までは、有料展示室は観覧できません。エントランスの無料展示室は入館できます。

世界遺産の価値を体感

世界に知られる鉱山遺跡の石見銀山の歴史や鉱山技術などを紹介しています。ヒノキの梁を使ったエントランスには鉱山遺跡全体が見られるジオラマが。そして石見銀山最大級の「大久保間歩」の一部を忠実に再現した展示室もあり、模型や映像などで遺跡を分かりやすく紹介しています。

いもだい官みゅーじあむ「いわみぎんざんしりょうかん」

いも代官ミュージアム「石見銀山資料館」



大田市大森町ノ151-1 TEL 0854-89-0846

本物が語る資料館

史跡「代官所跡」に位置する資料館。建物は明治35年に建築された遼摩郡役所を利用しています。江戸幕府の石見銀山支配を語る歴史資料、銀山の経営や技術を語る鉱山資料、銀山の地下資源を語る鉱物標本など、本物の資料が雄弁に語りかけます。

じゅうようぶんかざいくまがいけじゅうたく

重要文化財熊谷家住宅



大田市大森町ノ163 TEL 0854-89-9003

銀山で栄えた商家、熊谷家

熊谷家は、大森で最大規模の商家です。金融業、酒造業などを営みながら町役人や代官所の御用商人を務め、19世紀には有力な商家として栄えました。住宅は1801年に建築され、季節ごとのしつらいのほか、かまどなどを利用した体験メニューがあります。

りゅうげんじまぶ

龍源寺間歩



大田市大森町二183 TEL 0854-89-0347

銀を採掘した坑道を一般公開

江戸時代中期、代官所直営の間歩（銀を採掘した坑道）として操業されていました。1,000近くある間歩の中で、唯一常時公開されており、坑道の壁面には当時のノミの跡がそのまま残っています。

石見銀山最大の坑道跡 大久保間歩一般公開限定ツアー

江戸から明治時代の最大級の坑道・大久保間歩は高さ5.5mに達するところもあります。2017年7月から公開範囲が拡大され、石見銀山の心臓部ともいわれる「福石場」が公開されました。

期間限定のガイドツアー形式で一般公開されています。

- 【実施期間】 3月～11月の金土日祝・お盆期間（8/13～8/15）
- 【参加料】 大人4,500円／小中学生3,500円
※予約制 ※小学生未満はご参加できません。
- 【運行予定時間】 ①9:45～②11:00～③12:30～④13:45～
（所要時間：約2時間）
※30分前には集合してください。

ご予約・お問い合わせは…株式会社石見観光大久保間歩予約センター TEL.0854-89-9091

温泉津



ゆのつおんせん

温泉津温泉

日本の温泉町で唯一

『重要伝統的建造物群保存地区』選定されているレトロな町並み



旅の僧が湯に浸かって傷を治している狸を見つけたとか、縁結びの神様大国主命が病気のうさぎをお湯に入れて救ったことから始まったとも云われています。発見されてから約1,300年の歴史を持ち、湯治場として評判の由緒ある温泉。現在もその薬効の高さから入浴者がたえることはありません。

温泉が湧く港町

石見銀山の外港として栄えた温泉津は、かつてはたくさんの廻船問屋が軒を並べた港町。銀山支配に関わった現地の代官や著名な戦国大名、文人墨客なども逗留しました。全長800mほどの風情あふれる町並みにふたつの泉源があり、今も老舗の温泉宿が建ち並んでいます。

温泉町と隣り合わせる沖泊は、毛利氏が石見銀山を支配した16世紀後半、銀の積み出しと石見銀山への物資補給が行われた港。船を係留した「鼻ぐり岩」や、航海の安全を祈った神社などが残っています。全長12kmほどの温泉津沖泊道で石見銀山と結ばれており、石畳や土橋が残る街道には当時の道標や石仏などもあります。温泉津と沖泊はともに世界遺産に含まれています。

ゆのつやきもののだと

温泉津やきものの里



日本最大級の巨大登り窯を有する匠の里

椿窯、森山窯、(有)椿窯の3つの窯元とやきもの館がある温泉津やきものの里。展示即売はもちろん宝永年間(1704~1708)から続く温泉津焼の歴史や魅力を知ることができます。山の急な斜面を利用して作られた日本最大級の登り窯10段と15段は、一度は見たい風景です。

大田市温泉津町温泉津イ22-2 TEL 0855-65-4139



仁摩

にまさんどみゅーじあむ

仁摩サンドミュージアム



大田市仁摩町天河内975 TEL 0854-88-3776

悠久の時を刻む
世界最大の砂時計

漫画『砂時計』の舞台になった、砂と時計の博物館「仁摩サンドミュージアム」は、ガラス張りのピラミッド型の外観が目印です。建物は全6基、館内は8つのゾーンに分かれ、高さ5mの世界最大の一年計砂時計が1tの砂を落とし静かに時を刻んでいる様子が見られます。

ことがはま

琴ヶ浜



大田市仁摩町馬路

全国でも珍しい鳴砂の浜

仁摩町の海岸に約1.4kmに渡って続く砂浜で、国の天然記念物に指定されています。砂は丸みを帯びた石英が多く含まれており、踏んで歩くとキュッキュッと音がします。琴ヶ浜海岸は日本有数の鳴砂海岸として注目されています。

日本遺産構成文化財

石州左官の技術が残る

『鏝絵(こてえ)』

「鏝絵」とは、左官職人が鏝(こて)を使って、漆喰(しっくい)で立体的な彫刻を施した装飾画のことです。石州左官の技術は、当時全国的に有名で、精巧で力強い作品が町並みのあちこちに残されています。色を混ぜた色漆喰によるカラフルな「鏝絵」もあります。絵柄には、物語、身近な動物や空想上の獣などが取り上げられ、庶民の祈りや願いが込められています。仁摩エリア以外でも見ることができますので、旅の途中で探してみるのも一興です。



三瓶山



さんべじょうもんのもりみゅーじあむ

さんべ縄文の森ミュージアム

(三瓶小豆原埋没林公園)



大田市三瓶町多根158-2 TEL 0854-86-9500

地底にそびえる神秘的巨木群

地下への階段を降りるとそこは4000年前の森。三瓶山の火山噴火で埋没した森を地下ドームで展示公開しています。そびえる巨木の迫力は圧倒的。太古の森を実際に目の当たりにできる世界でも例を見ない施設で、国の天然記念物に指定されています。

日本遺産構成文化財



さんべおんせん

三瓶温泉

三瓶温泉は鉄分が多く含まれたナトリウム塩化物泉。湯量が多く源泉掛け流しとなっています。三瓶温泉には小さな公衆浴場の鶴の湯と亀の湯があり、どちらも地元の人に愛用されているほか、温泉通も足しげく通う温泉の一つです。

日本遺産構成文化財

大田

石見と出雲を結ぶ

古くから石見と出雲の文化の中継点として発展してきた町、大田。石見銀山を擁する大田市の中心市街地で、JR大田市駅から南に伸びる昔ながらの商店街は、400年近くの歴史を持つといわれる彼岸市や市民の祭り「天領さん」の会場として賑わいます。また、近頃は地域住民による新しい町づくりにも積極的に取り組まれています。大田市街地の北東部、久手から波根にかけての一带は、日本海の美しい風景が続く町。旧来、釣りや海水浴など海辺の行楽地として親しまれ、波根の旅館や飲食店では新鮮な魚介を用いた郷土の味覚が楽しめます。また、夏には久手の港を舞台に盛大な花火大会が催され、たくさんの人で賑わう風物詩となっています。

物部神社

もののべんじや



大田市川合町川合1545 TEL 0854-82-0644

壮観な佇まいの石見国一宮

御祭神である「宇摩志麻遲尊」は、この地を平和で豊かにするため鶴に乗り舞い降りたと言われています。また勝運を運んできた神にちなみ、太陽を背負う「日負鶴（ひおいづる）」の御神紋は日本唯一。境内には「富金石」と呼ばれる砂金を含んだ珍しい石でできた手水石もあります。古来より、文武両道、鎮魂、勝運の神として崇められています。

日本遺産構成文化財

緑豊かな国立公園

標高1,126mの男三瓶山を主峰に、女三瓶山、子三瓶山、孫三瓶山など6つの峰が家族のように寄り添い連なる三瓶山。観光リフトで壮大な山の眺望が容易に体感できる東の原、自然系博物館や森の中のキャンプ場などの施設が充実した北の原、そして三瓶の代表的な景観である広大な草原の西の原など、素晴らしい自然にあふれています。

火山噴火によって埋もれた太古の森が4000年の時を超えて姿を現した三瓶小豆原埋没林は、世界的にも貴重な神秘的森。南麓の志学は豊富な温泉が自然湧出する山あいの里で、茶色いにごり湯を掛け流しで堪能できる宿泊施設も人気です。また、三瓶在来種の蕎麦を自家製粉し、手打ちで響する蕎麦の名店も点在しています。2020年日本遺産登録された「石見の火山が伝える悠久の歴史～縄文の森”銀の山”と出逢える旅へ～」の構成文化財です。

さんべしぜんかん さひめる

三瓶自然館サヒメル



大田市三瓶町多根1121-8 TEL 0854-86-0500

自然を思いきり楽しもう!

国立公園三瓶山の自然に囲まれた博物館。化石や動物のはく製などの展示やプラネタリウム、バードウォッチングができる野外観察スペースなど、自然体験を楽しむきっかけが盛りだくさん。本格的な天文台もあり、土曜日の夜は天体観察会を開催しています。

さんべかんこうりふと

三瓶観光リフト

パノラマ絶景までの空中散歩

標高差255mを約15分かけて山頂に向かうリフト。リフトを降りて山道を少し登ると展望台があり、男三瓶山、女三瓶山、子三瓶山など三瓶山の全貌を一望できます。壮大な景色を眺めながら、思い切り深呼吸してみてください。



大田市三瓶町志学1640-2 TEL 0854-83-2020

立神岩と立神島

たてがみいわとたてがみしま



大田市波根町

町のシンボルとなる美しい二つの島と岩

烏帽子のような形の、海から突き出た島を立神島、それと対面するようにそびえ立つ岩を立神岩と言います。島の海食崖の高さは約40m、岩の高さは約80mあります。岩の白い縞は凝灰岩でできており、立神岩の先端部には立神灯台があり、海を見守っています。

日本遺産構成文化財

最新情報はWebでGet!!

日本遺産
大田市
Japan Heritage Oita City

大田市の日本遺産情報は

大田市日本遺産 検索 <https://www.iwami-kazan.jp>



ginzan
alking
museum

大田市の観光情報は

大田市観光 検索 <https://www.ginzan-wm.jp>



三瓶
SANBE

三瓶山広域エリアの情報は

三瓶山ツーリズム 検索 <https://www.sanbesan.jp>





道の駅 ごいせ仁摩 Goise-Nima

道の駅「ごいせ仁摩」は、「世界遺産石見銀山遺跡」や「仁摩サンドミュージアム」直近である山陰道仁摩・石見銀山IC正面という好立地で、豊富な地域資源に恵まれた大田市の玄関口となる道の駅です。

新鮮な農水産物や特産品等の物販、地元食材を中心としたレストランに加え、観光案内ブース、屋根付きイベントスペース、RVパークなども備えています。

「ごいせ」は仁摩地域の方言で、「いらっしゃいませ」。

皆さん、ぜひ「ごいせ〜!」

- 【住 所】 大田市仁摩町大国 42-1
- 【営業時間】 9:00~18:00 (物販コーナー)
11:00~17:30 (レストラン)
9:00~17:00 (観光案内所)
- 【電 話】 0854-88-9001
- 【駐 車 場】 あり



道の駅 ロード銀山

道の駅ロード銀山は、大田市久手町の国道9号線沿い、山陰道大田中央・三瓶ICから東側に1キロのところにあります。

レストランでは「大田の大あなご」を使った「アナゴ料理」や「箱寿司」、「三瓶そば」などのメニューがあり、季節ごとの地元食材を活かした仕出し弁当も提供しています。また、お土産コーナーでは大田の名物や産品を販売しており、大田市の魅力を感じることができる道の駅です。

- 【住 所】 大田市久手町刺鹿刺鹿 1945-1
- 【営業時間】 9:00~18:00 (売店)
11:00~14:00 (レストラン)
- 【定休日】 水曜日
- 【電 話】 0854-82-1991



大田市山村留学センター 「三瓶こだま学園」



しまね おおだの

山村留学

Sanbe Kodama Academy

国立公園 三瓶山の山麓で過ごす
日帰り～1年間の自然体験プログラム

Web Facebook Instagramで情報発信中! /

大田市山村留学センター

検索

1年間の長期山村留学

生きる力を磨く自然体験と集団生活



対象 小学3年生～中学2年生

内容 専門の指導員による

山・川・海・里での自然体験を

年間70回以上実施

生活 山村留学専用施設や地元農家に
滞在し地域の学校に通います

夏・冬休み等の短期山村留学

日帰りから参加できる季節の自然体験



時期 夏・冬休みの他、年5回程度

日帰り～12泊 全国から参加多数

対象 幼児～中学3年生

保護者同伴が可能な場合もあり

内容 四季折々の山・川・海・里で

キャンプや田舎の食文化体験等



大田市
山村留学センター

Sanbe Kodama Academy

〒694-0002 島根県大田市山口町山口1694

TEL 0854-86-0700 FAX 0854-86-0701

E-mail o-sanryu@city.oda.lg.jp



ホームページ



Instagram



Facebook

～ふるさと納税制度～ どがなかな大田ふるさと寄附金

大田市は、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」をシンボルに、産業、歴史、文化、自然など豊富にある地域特性を生かしながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

「生まれ育った懐かしい大田市に貢献したい」、「大田市の取り組みを応援したい」という熱い思いを、ふるさと寄附金を通して実現してみませんか。

多くの大田市ファンの皆様からのご寄附をお待ちしています。

◆ ふるさと納税制度とは

ふるさとやお世話になった地方公共団体に寄附をした場合に、その一部が所得税・個人住民税から控除される制度です。寄附金のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から一定の限度まで全額控除されます。また、別途申請（ワンストップ特例申請）をすることで確定申告が不要となります。

◆ 寄附金の活用方法

「まちづくり推進基金」として積み立て、下記の取り組みに活用させていただきます。

- ・ 定住促進 ・ 参画と協働によるまちづくり ・ 石見銀山のまちづくり
- ・ 文化・芸術・スポーツの振興 ・ 自然体験から学べる山村留学事業
- ・ 「大田の大あなご」ブランド化事業
- ・ 日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」推進事業
- ・ 未来を担う「おおだっこ」の子育て支援・少子化対策事業
- ・ 三瓶の自然と希少動植物の保護
- ・ 産業づくり ・ 都市基盤づくり

どがなかな大田
ふるさと寄附金
申込はこちらから



◆ 寄附の申し込み方法

書面またはインターネットからのお申し込みができます。

インターネットをご利用の場合はクレジットカード決済が可能です。

書面での申出をご希望の方は申出書等をお送りいたしますので、ご連絡ください。

〈インターネットからのお申し込み〉

以下サイトの大田市ページよりお申し込みいただけますので、ぜひご利用ください。

- ・ ふるさとチョイス ・ 楽天ふるさと納税 ・ ふるなび
- ・ ANAのふるさと納税 ・ auPAYふるさと納税 ・ セゾンのふるさと納税
- ・ さとふる ・ ふるラボふるさと納税 ・ JRE MALL ふるさと納税
- ・ KABU&ふるさと納税 ・ 保育園留学 ・ Vふるさと納税
- ・ ケアネットふるさと納税 ・ OIOIふるさと納税

◆ 寄附に対するお礼

寄附金額に応じて、お礼の品としておおだの魅力ある特産品を進呈します。

※地元企業から直接送付するため、寄附者の住所・氏名・電話番号を当該地元企業に提供することになります。その旨をご了解ください。

【お問い合わせ・お申し込み】

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 大田市役所政策企画部政策企画課
TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-6667 E-mail:o-furusato@city.oda.lg.jp

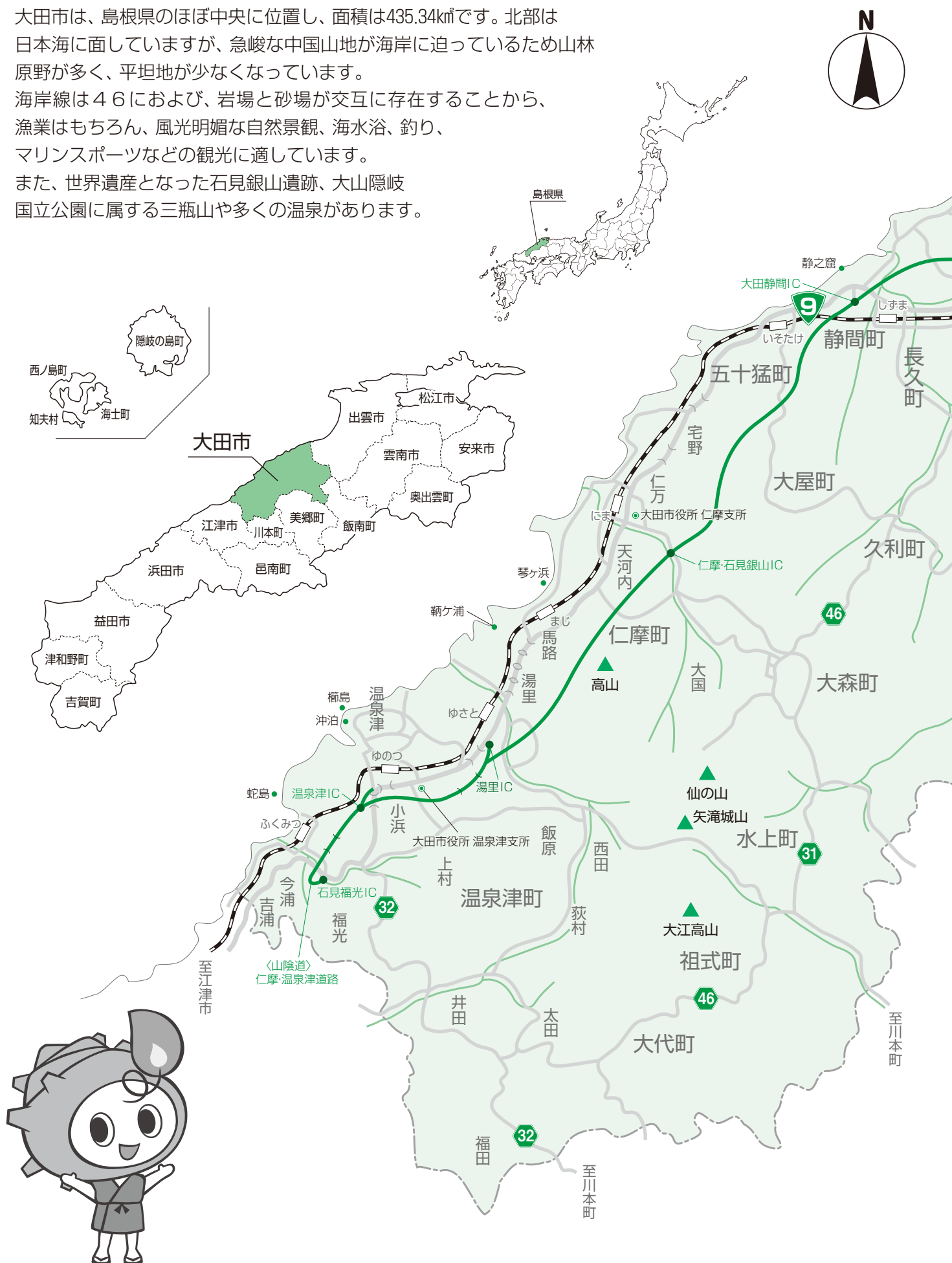
(※令和8年4月1日現在の情報です)

大田市の地勢

大田市は、島根県のほぼ中央に位置し、面積は435.34km²です。北部は日本海に面していますが、急峻な中国山地が海岸に迫っているため山林原野が多く、平坦地が少なくなっています。

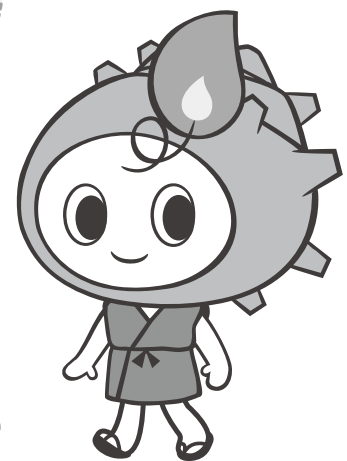
海岸線は46におよび、岩場と砂場が交互に存在することから、漁業はもちろん、風光明媚な自然景観、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの観光に適しています。

また、世界遺産となった石見銀山遺跡、大山隠岐国立公園に属する三瓶山や多くの温泉があります。



大田市の概況

- 世帯数／15,096世帯
- 総人口／30,564人
 - 男 性／14,715人
 - 女 性／15,849人
 (R8.4.1住民基本台帳)
- 面 積／435.34km²
- 主な山／三 瓶 山→1,126m
大江高山→ 808m
- 主な川／静 間 川→20.16km
三 瓶 川→17.62km
- 位 置／東経 132°30′
北緯 35°11′
(市役所)



大田市の歴史

出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、さらには、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山を中心に発展し、江戸時代には日本経済にも大きな影響を与えた地域として栄えてきました。昭和28年に制定された町村合併促進法の施行を機に、昭和29年に市制を施行して以来、4次にわたる合併を経てきた「大田市」と、昭和29年にそれぞれ町村合併し、町制を施行した「温泉津町」「仁摩町」が平成17年10月1日に合併し、新生「大田市」が誕生しました。

[大田市へのアクセス]

東京

飛行機：羽田空港⇒(飛行機)⇒出雲空港(約1時間30分)
出雲空港⇒(自動車)⇒大田市(約1時間)
JR：東京駅⇒(新幹線)⇒岡山駅⇒(特急)⇒出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅
(約7時間30分)
高速バス：東京⇒(バス)⇒出雲市駅(約12時間)
出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅(約40分)

大阪

飛行機：伊丹空港⇒(飛行機)⇒出雲空港(約1時間)
出雲空港⇒(自動車)⇒大田市(約1時間)
JR：新大阪駅⇒(新幹線)⇒岡山駅⇒(特急)⇒出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅
(約5時間30分)
高速バス：大阪⇒(バス)⇒出雲市駅(約5時間30分)
出雲市駅⇒(山陰本線)⇒大田市駅(約40分)

広島

バス：広島⇒(バス)⇒大田市駅(約3時間)
自動車：広島⇒(高速道路)⇒大朝IC(浜田道)⇒(国道261号)⇒大田市(約2時間30分)

島根県大田市 空き家バンク

どがどが

oda vacant house banks

「どがどが」とは、おおだへの定住を考えている人を支援する定住総合サイト。おおだの魅力、住まいや仕事、支援制度など定住をお考えの皆様役に役立つ情報を発信しています。

また、「大田市公式LINE」では、移住・定住に役立つ情報を毎週一回配信しています。ぜひご登録下さい。



「どがどが」
QRコード



「大田市公式LINE」
QRコード

定住支援ガイドブック「やっぱりおおだ」 令和8年6月

発行 大田市役所政策企画部 まちづくり定住課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111
TEL: 0854-83-8182 FAX: 0854-82-5885

島根県大田市は、ユネスコの「世界平和と人権尊重」の精神に基づき、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保全と活用をすすめています。

「おおた」じゃないよ「お・お・だ」だよ
おおだの暮らしは